

第3章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

- I 明治政府が、国土防衛の第一歩として、1880年（明治13年）に建設を開始した東京湾の防御のための砲台群の中で、煉瓦造構造物をはじめ、各施設が築城当初の姿を良好にとどめていること。
- II 明治10年代に建設された猿島砲台跡の砲台遺構は、煉瓦と切石により構築され、煉瓦の組積方法はフランス積みで造られている。明治20年代後半に建設された千代ヶ崎砲台跡の砲台遺構は、新たにコンクリートが使用され、煉瓦の組積方法もオランダ積みに変化している他、雨水に対するため焼過煉瓦を用いている。このように、施設を構成する構造物により、砲台の使用方法やその技術、並びに、構造物を築城するための技術やその方法が理解でき、その変遷がわかること。
- III 砲台が建設された場所は、幕末の台場から昭和に至る高角砲陣地まで、軍事施設として用いられており、東京湾周辺の防衛の変遷を知ることができる希少な遺跡である。また、国際環境と国家の方針、軍事技術の進歩、さらには災害、戦争等の歴史を学ぶ上でも価値が高いこと。
- IV 建設された場所、地形、眺望から、東京湾（江戸湾）防御の方針や戦略上の重要性を体感できること。

第2節 史跡の構成要素

1. 猿島砲台跡

(1) 指定地内

①本質的価値を構成する要素

猿島砲台跡を構成する明治時代に建設された諸施設及びその遺構（表6参照）。1881年（明治14年）に起工し、1884年（明治17年）に竣工した施設はフランス積煉瓦建造物であるが、その後に増設された観測所、電灯所等はオランダ積煉瓦建造物である。塁道、隧道等の交通路は現在も公園の周回路として利用している。

表6 猿島砲台跡の本質的価値を構成する要素一覧

種別	名称	記号	構造
埠頭	埠頭（付帯陸揚げ用階段）	a	安山岩切石布積
交通路	阪路	b 1	素掘り壁
	切通し	b 2	素掘り壁
	第二砲台塁道	b 3、b 4	凝灰質礫岩切石、グラブ積被覆壁
	隧道	b 5	煉瓦造（フランス積み）
	弾薬元庫・旧第一砲台砲側弾薬庫連絡通路	b 6	煉瓦造（フランス積み） 階段ホール形態
	第一砲台塁道	b 7	素掘り壁
砲座	第一砲台砲座	c 1～c 2	
	第二砲台砲座	c 3～c 6	
弾薬庫	旧第一砲台砲側弾薬庫	d 0	煉瓦造（フランス積み）
	第一砲台砲側弾薬庫	d 1	同上
	南第二砲台砲側弾薬庫	d 2	同上
	北第二砲台砲側弾薬庫	d 3	同上
掩蔽部	第一砲台棲息掩蔽部	e 1	同上
	第二砲台棲息掩蔽部	e 2	同上
	第二砲台棲息掩蔽部	e 3	同上
弾薬元庫	南側弾薬元庫	f 1	煉瓦造（フランス積み）、二層構造
	北側弾薬元庫	f 2	煉瓦造（フランス積み）
観測所	旧第一砲台観測所	g 1	煉瓦造（オランダ積み）
	第二砲台観測所附属室	g 2	同上
電灯所	電灯所	h	同上
貯水所	貯水所	i	
機関舎	電気灯機関舎	j	煉瓦造（オランダ積み）平屋建
衛舎	監守衛舎	k	
護岸	護岸	m	安山岩切石布積、消波工

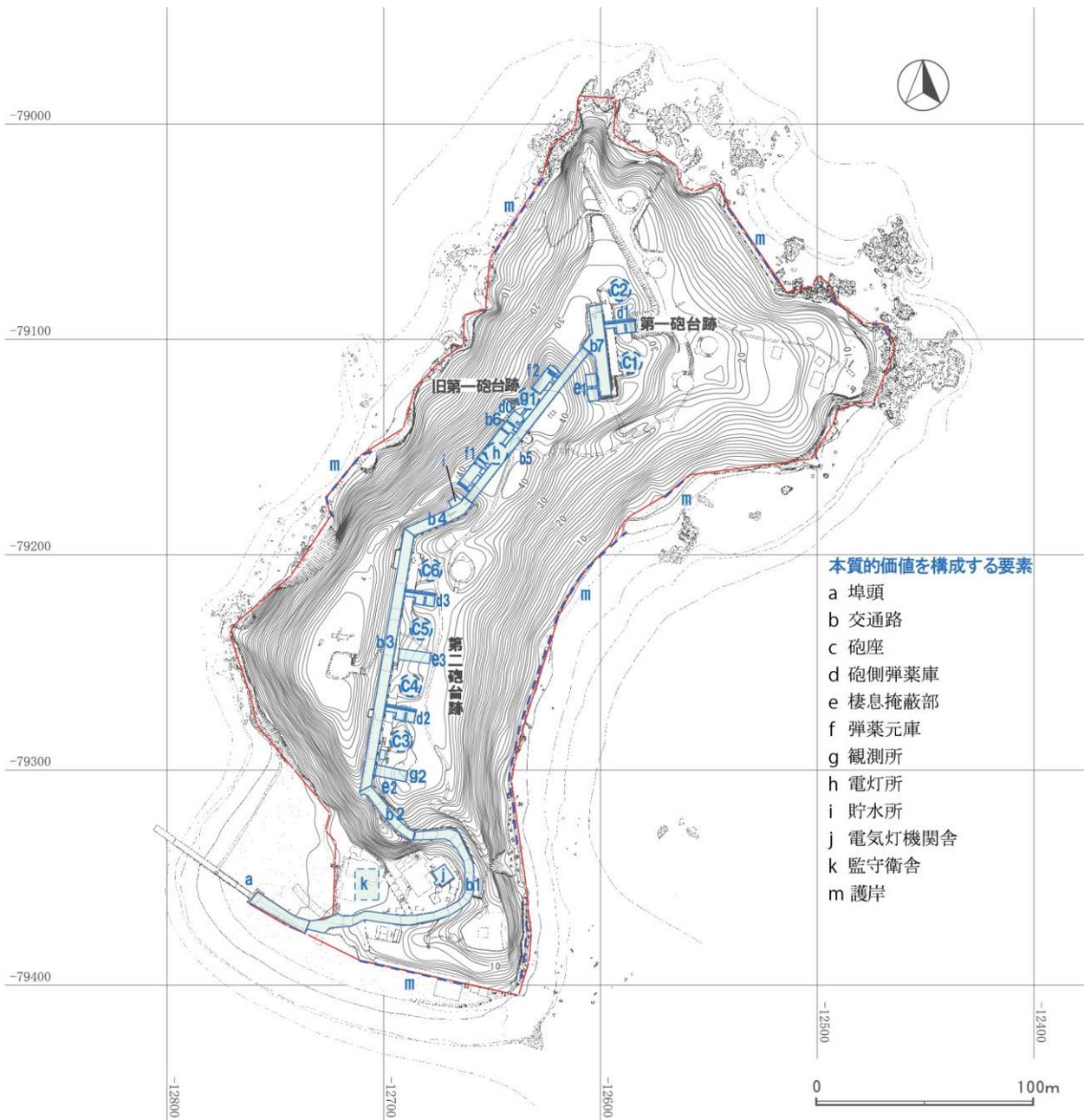


図 28 猿島砲台跡 本質的価値を構成する要素配置図

②本質的価値と密接に関係する要素

猿島砲台跡建設の導線となった 1847 年（弘化 4 年）建設の猿島台場跡及び、猿島砲台を改造して建設された昭和戦前期の防空砲台の諸施設の遺構。猿島に砲台がつくられた立地条件が体感できる海への眺望。

表7 猿島砲台跡 本質的価値と密接に関する要素一覧

種別	名称	記号
防空砲台諸施設	単装高角砲砲座	A 1 ~ A 4
	連装高角砲砲座	B 1 ~ B 2
	高射機関砲砲座	C
	台座	D 1 ~ D 2
	建物跡	E
	素掘壕	F
台場跡	台場跡	G
その他	眺望	—

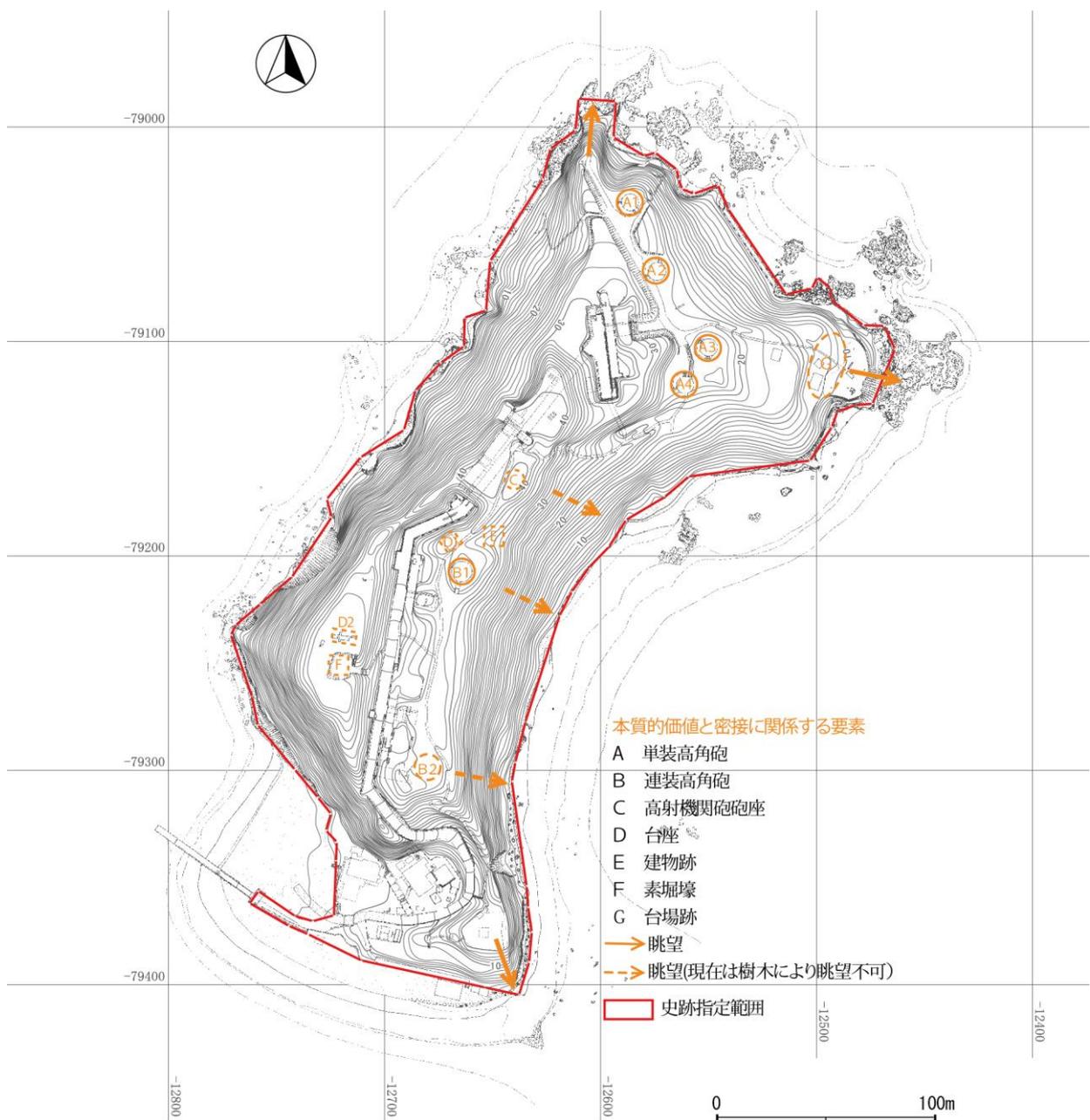


図29 猿島砲台跡 本質的価値と密接に関する要素配置図

③その他の歴史遺産及び自然遺産

猿島に存在する砲台跡とこれに関連する遺構以外の遺跡や自然遺産。

表 8 猿島砲台跡 その他の要素（歴史遺産及び自然遺産）一覧

種別	名称
遺跡	猿島洞窟遺跡
樹木	・高木 ヤマツバキ、タブノキ、クスノキ、カラスザンショウ 等 ・中・低木 ガクアジサイ、トベラ、スイカズラ、カジイチゴ、クサギ 等
竹・笹類	アズマネササ等
草本類	イソギク、ハマウド、アシタバ 等
シダ・蔓類	フウトウカズラ
鳥類	ウミウ、オオセグロカモメ、イソシギ、トビ、ウグイス 等

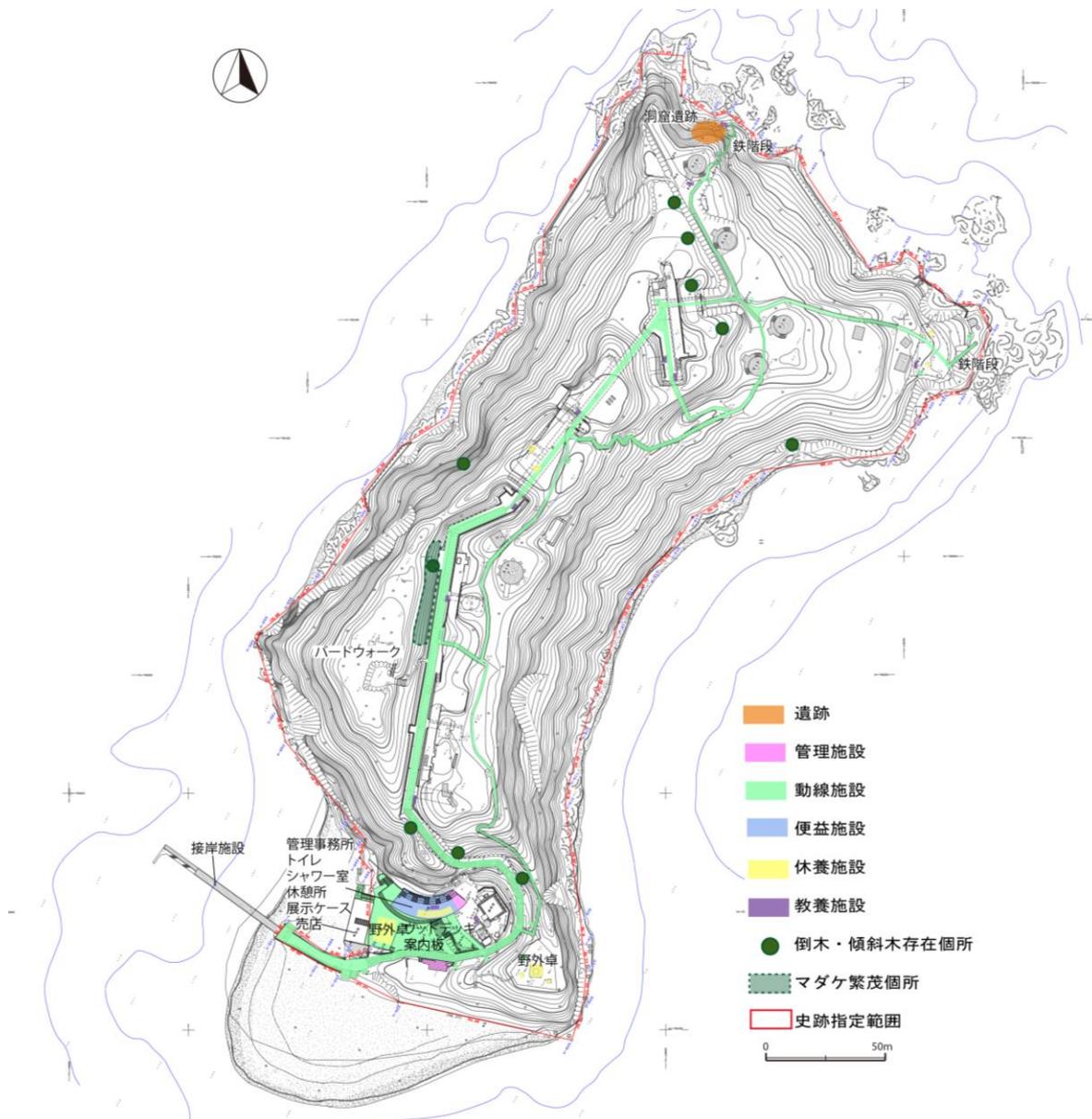


図 30 猿島砲台跡 その他の要素配置図

④その他便益施設等

都市公園の利活用のために整備された諸施設

表9 猿島砲台跡 その他の要素（都市公園の利活用施設）一覧

種別	名称
管理施設	管理事務所、柵 等
動線施設	園路、木製デッキ、木製階段、案内標識
便益施設	売店、トイレ、シャワー室 等
休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓 等
教養施設	説明板、出土遺物展示ケース

(2) 指定地外

①本質的価値を構成する要素

表10 猿島砲台跡 指定地外本質的価値を構成する要素一覧

種別	名称
砲台関連施設?	笠島

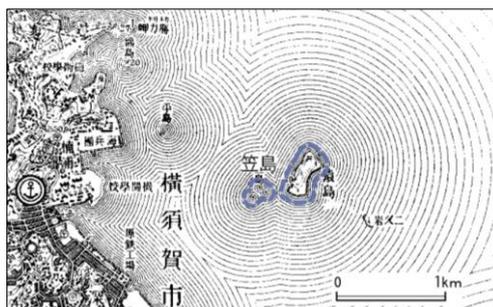


図31 笠島位置図

②その他の歴史遺産及び自然遺産

表11 猿島砲台跡 指定地外その他の歴史遺産及び自然遺産要素一覧

種別	名称
魚類	スズキ、カレイ、クロダイ、アイナメ、キス、メバル 等
鳥類	ウミウ、オオセグロカモメ、イソシギ、トビ、ウグイス 等
周辺海域、砂浜	猿島周辺の海域及び砂浜
その他	アメフラシ、ウミウシ、ウニ、ヒトデ、イソギンチャク等の磯の生物

③その他便益施設等

表12 猿島砲台跡 指定地外その他の便益施設等要素一覧

種別	名称
接岸施設	船着き場

2. 千代ヶ崎砲台跡

(1) 指定地内

①本質的価値を構成する要素

千代ヶ崎砲台跡を構成する明治時代に建設された諸施設及びその遺構。1892年(明治25年)に起工、1895年(明治28年)に竣工した。

表13 千代ヶ崎砲台跡 本質的価値を構成する要素一覧

種別	名称	記号	構造	
柵門	柵門および両側擁壁	A	凝灰質礫岩切石 ブラフ積被覆壁	
土塁	土塁	B	基底部幅約33m	
交通路	阪路	D	露天	
	榴弾砲砲台塁道	E	露天	
	塁道	第一・第二・第三隧道	F1、F2、F3	煉瓦造(オランダ積)
		第一・第二露天空間	G1、G2	凝灰質礫岩切石、 ブラフ積被覆壁
砲座	第一砲座	M1	凝灰質礫岩切石 ブラフ積被覆壁 砲床：コンクリート	
	第二砲座	M2	同上	
	第三砲座	M3	同上と推定される	
弾薬庫	第一弾薬庫	J1	煉瓦造(オランダ積)	
	第二弾薬庫	J2	同上	
	第三弾薬庫・交通路	J3、H3	同上	
掩蔽部	第一掩蔽部	N1	同上	
	第二掩蔽部	N2	同上(左室改変)	
	第三掩蔽部	N3	同上(改変)	
	第四掩蔽部	N4	同上	
	第五掩蔽部	N5	同上	
	第六掩蔽部	N6	同上	
	第七掩蔽部	N7	同上(改変)	
	第八掩蔽部	N8	同上(改変)	
高塁道	第一砲座－第二砲座間高塁道・交通路	K1、H1	同上	
	第二砲座－第三砲座間高塁道・交通路	K2、H2	同上	
高塁道	第三砲座高塁道	K3	同上	
観測所	左翼観測所跡・交通路		同上	
	左翼観測所付属室・交通路	L、H4	同上	
貯水関連施設	第一貯水所・貯水池・沈殿池・ろ過池	I1	同上	
	第二貯水所・貯水池・沈殿池・ろ過池	I2	同上	
	堀井戸	C	同上	

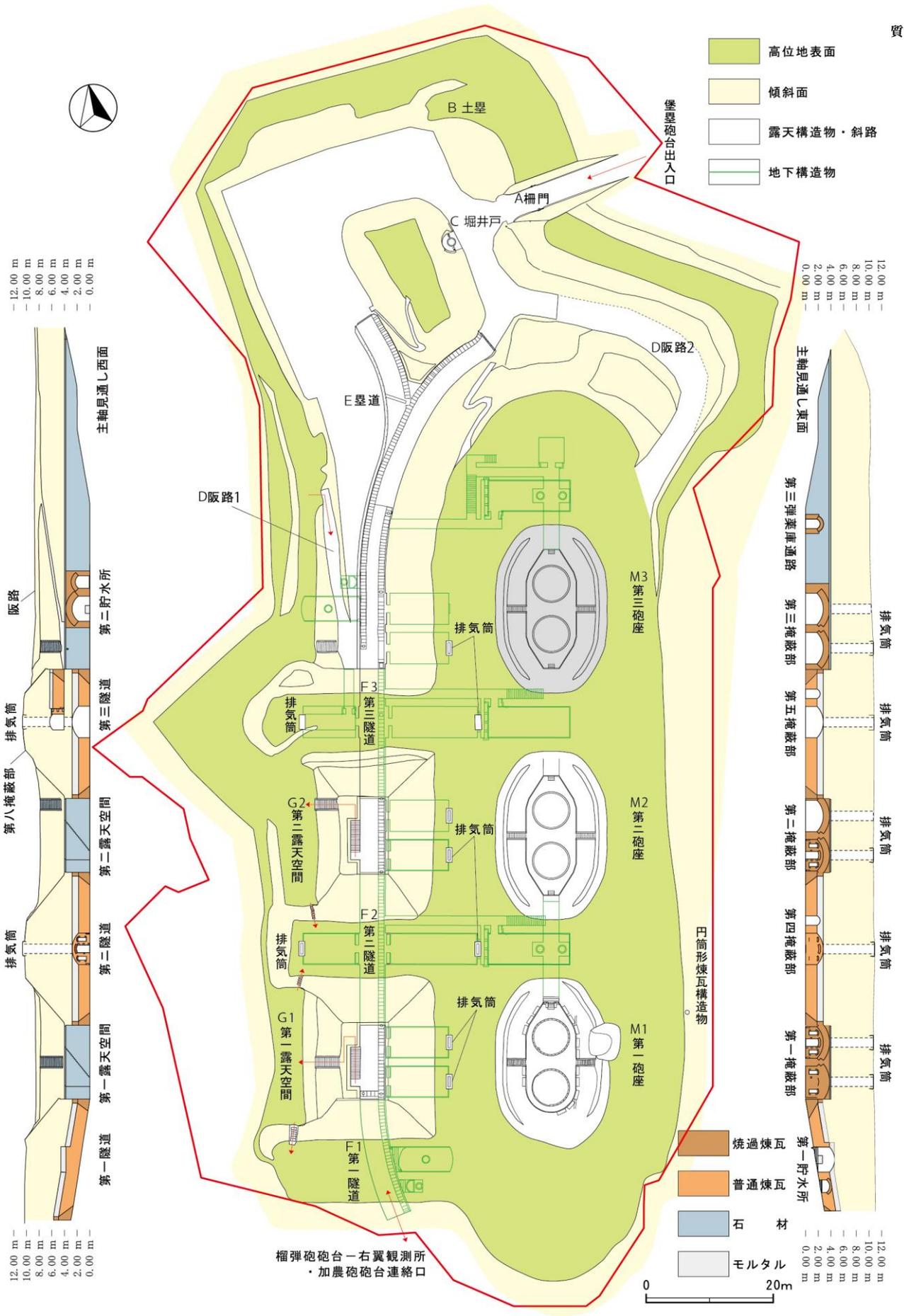


図 32 千代ヶ崎砲台跡 本質の価値を構成する要素図 1 (地上構造物)

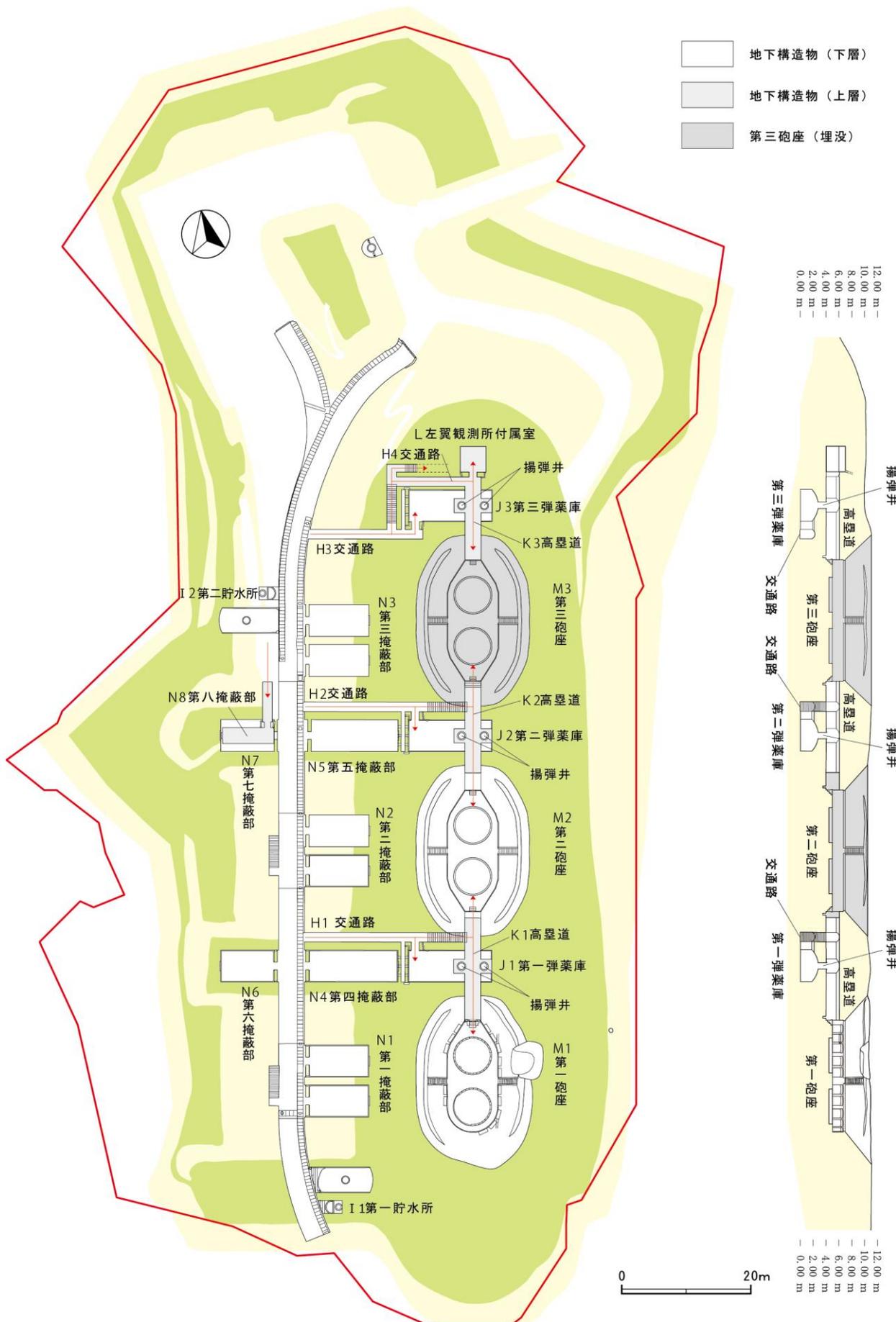


图 33 千代ヶ崎砲台跡 本質的価値を構成する要素図 2 (地下構造物)

②本質的価値と密接に関係する要素

表 14 千代ヶ崎砲台跡 本質的価値と密接に関係する要素一覧

種別	名称	建設年	構造
台場跡	平根山台場	1811年	不明

③その他施設等

自衛隊施設の残置施設。

表 15 千代ヶ崎砲台跡 その他の要素一覧

名称	構造
囲柵	鉄柵
門扉	鉄製扉
旧駐車場	アスファルトが敷設されている。
電柱	入口の門扉前に存在している。
設備配管	上下水道、ガス、電気の配管が残されている。

(2) 指定地外

①本質的価値を構成する要素

史跡指定地隣接地に存在する右翼観測所跡及び、近接防御砲台跡。また、軍道跡等の付帯施設も含まれる。

表 16 千代ヶ崎砲台跡 指定地外に存在する本質的価値を構成する要素一覧

種別	名称	構造
砲台	近接防御砲台跡	不明
観測所	右翼観測所跡	煉瓦造（オランダ積み）
その他付帯施設	軍道跡	市道として使用

②本質的価値と密接に関係する要素

表 17 千代ヶ崎砲台跡 指定地外に存在する本質的価値と密接に関係する要素一覧

種別	名称	建設年	構造
燈明台	燈明堂跡及び周辺地域	1648年	
台場	千代ヶ崎台場跡	1851年	
砲台	千代ヶ崎砲塔砲台跡	1925年	
その他	眺望		

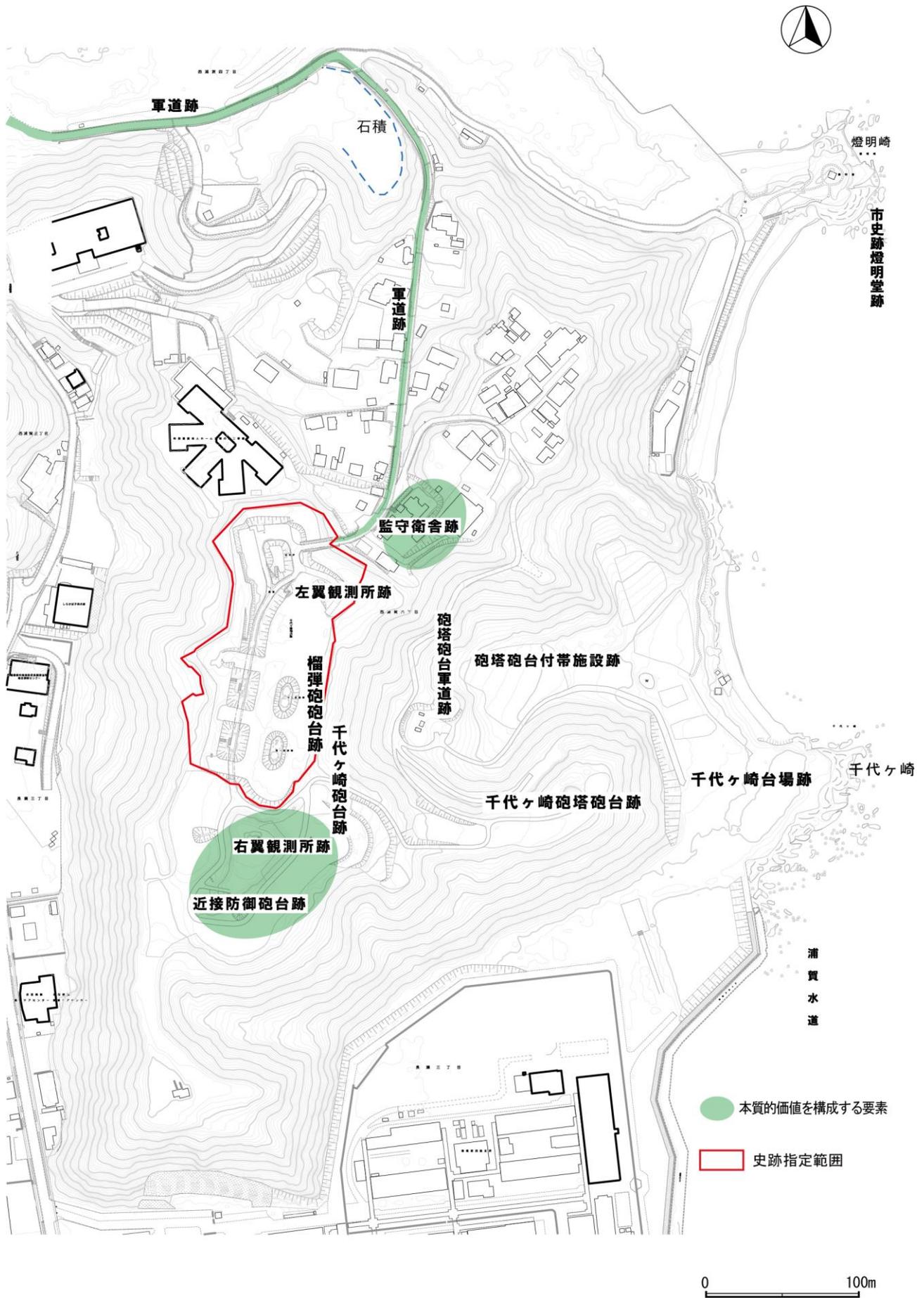


図 34 千代ヶ崎砲台跡 史跡指定地外に存在する本質的価値を構成する要素配置図

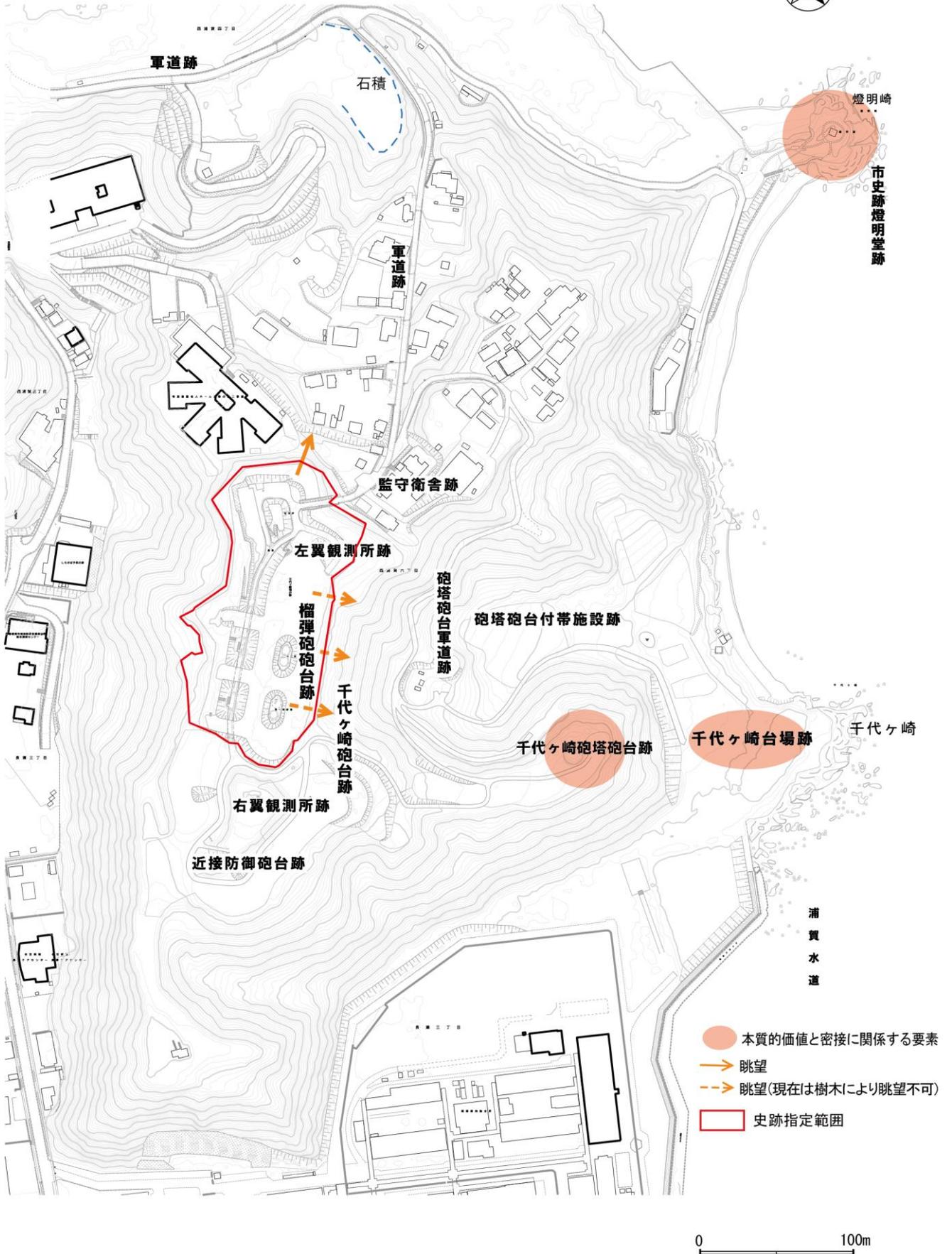


図 35 千代ヶ崎砲台跡 本質的価値と密接に関係する要素配置図

第4章 現状と課題

第1節 保存の現状と課題

猿島砲台跡と千代ヶ崎砲台跡の保存のための現状と課題は、62 ページから 71 ページの一覧表のとおりである。また、その詳細は抄録のカルテにまとめた。

1. 猿島砲台跡

明治 10 年代に建設された猿島砲台跡は、煉瓦焼成の技術が未発達であったこともあり、煉瓦の劣化が各所で見られる。また、湿度により壁に塗られた漆喰が浮きあがり、剥落している箇所も多く見られた。湿度による悪影響は、煉瓦造隧道（b 5）煉瓦造隧道西壁に付属して造られている各施設（f 1-1 階、f 2）で特に著しく、漆喰表面にカビやシミが多数浮き出て漆喰が融解し、渦巻状の文様となっている箇所や、染み出す水分や塩化により煉瓦が粉状化している箇所が多く見られた。煉瓦造隧道も水分による煉瓦の粉状化が見られ、また、天井に大きな縦のひび割れがあることから、全体の形状に歪みが出ていることが懸念される状態である。また、躯体に大きなダメージを受けており、これにより構造的に危険な状態となっている遺構も見られた。露天阪路左右の擁壁等、樹木の根茎により保存に悪影響が見られる箇所も存在した。

(1) 指定地内

①猿島砲台跡本質的価値を構成する要素の現状と課題

表 18 猿島砲台跡本質的価値を構成する要素の現状と課題一覧

種別	名称	現状	課題
埠頭	埠頭（a） 付帯 陸揚げ用階段	階段及び石積みが残存。夏季には埠頭上に海水浴客の監視所等が設置される	・石積み及び階段の保存対策
交通路	露天阪路 （b 1～b 2）	現在も周回路として利用されている。左右の素掘り切通し部分はかなり浸食され、安全対策のために金網が設置されている。樹木の根による浸食、傾斜木等、樹木による遺構への影響も見られた。	・適切な植栽管理による遺構の保存対策と安全管理
	第二砲台塁道 （b 3～b 4）	露天阪路と煉瓦隧道を結び、現在も周回路として利用されている。路面には木製デッキの園路が敷設されている。デッキから流れる雨水により、洗掘が見られる。左右の被覆壁は表面がかなり浸食されている箇所や、縁に近い部分に大木の傾斜木がある箇所、竹による浸食が見られる箇所が散見された。	・路面の洗掘対策 ・適切な植栽管理による遺構の保存対策と安全管理
種別	名称	現状	課題

交通路	煉瓦造隧道 (b 5)	現在も周回路として利用されている。天井に縦に大きなひび割れが見られる。天井と壁の境目付近で水分が滲み出ており、全体に湿潤状態となっている。煉瓦が粉状化している部分がある。また、路面に敷設されたタイルが水分で湿潤状態となり、滑りやすくなっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・湿潤状態をもたらしている要因の特定(排水施設が地震等により破壊された可能性がある) ・構造的な強度を確認するための調査の検討 ・路面の排水、安全対策
	弾薬元庫・旧第一砲台砲側弾薬庫 連絡通路 (b 6)	弾薬元庫の北建屋と旧第一砲台砲側弾薬庫の間にあり、階段ホール状になっている。現在は非公開である。天井横方向に大きなひび割れがあり、水分が染み出している様子が見られる。このため、壁の煉瓦等が粉状化している。	<ul style="list-style-type: none"> ・天井ひび割れの修理
	第一砲台塁道 (b 7)	煉瓦隧道に接続する素掘り壁の塁道である。現在も周回路として利用されている。素掘り壁は樹木の根による浸食も見られた。	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な植栽管理による遺構の保存対策と安全管理
砲 座	第一砲台砲座 (c 1～c 2)	現在は埋没しており、未発掘である。このため、砲座の形態や、弾薬庫等の関連施設との関係が視認できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・構造、形態、保存状態の確認 ・砲座の顕在化
	第二砲台砲座 (c 3～c 6)		
弾薬庫	旧第一砲台砲側弾薬庫 (d 0)	煉瓦隧道西壁の付属施設の一つである。重層建物の2階部分に存在する。関東大震災と考えられる一部崩落や亀裂があり、漆喰の剥落が著しい。入口上部には斜めのひび割れがある。現在は非公開である。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、地震等により崩壊する危険性についての調査の検討 ・崩壊を防ぐ構造補強の検討
	第一砲台砲側弾薬庫 (d 1)	建設時には弾薬庫であったが、1936年(昭和11年)に交通路に改変された。現在も周回路として利用されている。壁、天井とも漆喰に剥落が見られる。	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対策の検討
	第二砲台砲側弾薬庫 (d 2)	現在はガイドによる案内時のみ公開している。外壁は煉瓦に欠けが見られる箇所が存在する。内部は、天井のひび割れ(入口通路)、壁漆喰の剥落や剥離が見られる。壁には多数のいたずら書きがあり、特に後室は落書きが著しい。	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対策の検討 ・いたずら書きの消去方法の検討
	第二砲台砲側弾薬庫 (d 3)	壁が大きくき損しており、現在は非公開となっている。外観は入口左右とも煉瓦がき損している。内部は入口通路の床に土砂が堆積、漆喰はほぼ剥落、後室は弾薬収納室と点灯室の間の壁が破壊されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・構造的な強度を確認するための調査の検討 ・保全対策の検討
掩蔽部	第一砲台棲息掩蔽部 (e 1)	関東大震災により被害を受け、現在は非公開となっている。外壁は中央部がせり出し、くの状となっている。内部は、右室入口側壁から天井にかけて大きなひび割れが見られる。	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁・入口壁の強度の確認 ・保全対策の検討
種 別	名 称	現 状	課 題

掩蔽部	第二砲台棲息掩蔽部 (e 2)	現在はガイドによる案内時のみ公開している。外壁は左右端付近、煉瓦の粉状化が目立つ。また、上部の擁壁がやや前にせり出す様子が見られる。内部は壁から天井にアーチ状のひび割れがある。入口上部煉瓦にもひび割れがある。	<ul style="list-style-type: none"> ひび割れの原因特定(ひび割れと外壁のせり出しは煉瓦の強度が劣化し上部の切石擁壁の圧力への耐性が弱まった可能性がある) 保全対策の検討
	第二砲台棲息掩蔽部 (e 3)	太平洋戦争後の武装解除の際に大きく損傷し、現在は入口が塞がれている。	<ul style="list-style-type: none"> 内部の確認、崩落危険性についての検討
弾薬元庫	南弾薬元庫南建屋 1 階 (f 1)	現在はガイドによる案内時のみ公開している。湿度が高く、壁、天井とも漆喰表面にシミやカビが多数浮き出ている。一部では漆喰が融解し、渦巻状の文様となっている。弾薬収納室と点灯室の間の出入口上部には大きなひび割れがある。	<ul style="list-style-type: none"> 湿潤状態をもたらしている要因の特定 保全対策の検討
	南弾薬元庫北建屋 1 階 (f 1)	現在はガイドによる案内時のみ公開している。湿度が高く、壁、天井にシミ、カビが多く浮き出る。壁の漆喰が大きく剥落している箇所も存在する。	<ul style="list-style-type: none"> 湿潤状態をもたらしている要因の特定 保全対策の検討
	南弾薬元庫北建屋 2 階 (f 1)	関東大震災が原因と考えられる影響により、現在は非公開となっている。弾薬収納室は妻側壁南北とも損壊、天井は縦方向に 2 列のひび割れがある。壁、天井とも漆喰は剥落している。	<ul style="list-style-type: none"> 今後、地震等により崩壊する危険性についての調査の検討 崩壊を防ぐ構造補強の検討
	北弾薬元庫 (f 2)	湿度が高く壁、天井ともに漆喰表面にシミやカビが多数浮き出ている。左壁は漆喰が大きく剥落しておる。いたずら書きも見られる。	
観測所	旧第一砲台観測所 (g 1)	煉瓦基礎の一部が遺存していることが確認されている。	
	第二砲台観測所付属室 (g 1)	保存状況は良好	
電灯所	電灯所 (h)		<ul style="list-style-type: none"> 保全対策の検討
貯水所	貯水所 (i)	現在は周囲の煉瓦壁のみで貯水施設は埋没している。	
機関舎	電気灯機関舎 (j)	建設時は煉瓦造であったが、その後外壁はモルタルが塗られ、現在も利用されている。煙突のモルタルにひび割れや、機械室の漆喰に剥離、剥落が見られるが、保存状況は概ね良好である。	<ul style="list-style-type: none"> 保全対策の検討
衛 舎	監守衛舎 (k)	現在は埋没しており、未発掘である。	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の状況を確認するための発掘調査
護 岸	海岸護岸 (m)	残存部と崩落部があり、東側崩落部では、石積み基底部が残っている地区がある。崩落部では、地形が波により浸食され、斜面が崩落しており、樹木が倒れている箇所も存在した。	<ul style="list-style-type: none"> 現状を正確に把握するための測量調査 地形保全対策の検討

②本質的価値と密接に関係する要素の現状と課題

表 19 本質的価値と密接に関係する要素の現状と課題一覧

種別	記号	現状	課題
単装高角砲	A-1～A-4	遺構の表示を行っている。	・昭和期の単装高角砲の遺構であることが、来訪者によく伝わっていない。
連装高角砲	B-1～B-2	遺構の表示を行っている。	同上
高射機関砲砲座	C	2000年度（平成12年度）の確認調査で、遺構が検出されたが、表示等を行っていない。	・遺構の説明表示の設置
台座	D-1～D-2	未確認で詳細は不明である。	・今後、確認調査が必要である。
建物跡	E	未確認で詳細は不明である。	同上
素掘壕	F	未確認で詳細は不明である。	同上
台場跡	G	明治時代以後の砲台建設により、亥ノ崎台場、大輪戸台場は消滅しており、現在は卯ノ崎台場のみ残存していると考えられる。遺構の詳細は不明である。	同上



単装高角砲 砲座 A-1



単装高角砲 砲座 A-2



連装高角砲 砲座 B-1



連装高角砲 砲座 B-2

③その他の歴史遺産及び自然遺産の現状と課題

表 20 その他の歴史遺産及び自然遺産の現状と課題一覧

名 称	現 状	課 題
猿島洞窟遺跡	弥生時代後期～古墳時代後期にかけての海蝕洞穴遺跡。開口部の底面は標高 5.07m であるが、調査によって標高 3.21m まで包含層が確認されている。現在は非公開である。入口に簡易な説明板を設置している。	・風化による崩落の危険性がある。
樹 木	タブノキ、モチノキ、ヤブツバキ等の常緑樹を主体とした植生と、アカメガシワ、エノキ、ハゼノキ、ミズキ等の落葉樹主体の二次林から構成される。	・露天阪路や砲台塁道沿いでは、傾斜木となっている高木が散見される。 ・東側、西側共に島中央部と海岸部の間の斜面部では、海岸護岸が崩落している箇所において、高木が根ごと崩落している箇所が見られる。
竹・笹類	海岸線沿いや露天阪路沿いにアズマネササが多く見られる。 また、第二砲台塁道の両側にはマダケが繁茂している箇所が見られる。	・マダケやアズマネササが繁茂し、藪化している箇所が見られる。
草本類	イソギク、ハマウド、アシタバ等が海岸近くに多く見られる。	
シダ・蔓類	日当たりが悪く、湿潤な場所にフウトウカズラが多く見られる。	・第二砲台塁道のブラフ積被覆壁に、シダ植物が繁茂している箇所が見られる。

④その他の便益施設等の現状と課題

表 21 その他の便益施設等の現状と課題一覧

名 称	現 状	課 題
木製デッキ	売店及び管理事務所等が入る建物の南側にあり、野外卓とイスが置かれて、野外の休憩スペースとなっている。	・劣化、老朽化が見られる。 ・指定以前に整備されたものであり、今後の改修時には史跡の景観に即したデザインを検討する必要がある。
売店	軽食、ソフトドリンク、ビーチサンダル等を販売。夏季のみ営業。	
レンタルショップ	コンロや炭など、バーベキューで使う用具をレンタルしている。夏季のみ営業。	
簡易レストラン	軽食の提供を行っている。夏季のみ営業。	
トイレ	売店及び管理事務所等が入る建物内にある。	
シャワー室	売店及び管理事務所等が入る建物内にあり、夏季のみ稼働。	
休憩所	売店及び管理事務所等が入る建物内にある。猿島砲台に関する展示コーナーも一部に設置	
管理事務所	売店やトイレと同じ建物にあり、スタッフが常駐している。	
ゴミ等保管場所	木製デッキと道を挟んだ南側にある。	
木製園路	第二砲台塁道に設置している。	

名称	現状	課題
園路	猿島砲台の交通路を利用している他に、砲台遺構の西側の島中央部に新設の園路を設けて回遊できるようにしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化、老朽化が見られる。 ・指定以前に整備されたものであり、今後の改修時には史跡の景観に即したデザインを検討する必要がある。
木製階段	海岸から木製デッキの間の階段、第二砲台墨道と猿島中央部の周回を繋ぐ路階段、島の北端と南端にある展望広場と周回路を繋ぐ階段が存在する。	
ベンチ	展望広場に設置している	
野外卓	展望広場に設置している。	
柵	斜面部と平坦部の境界等、安全管理上必要と思われる箇所に設置している。	
案内標識	周回路沿い等に適宜設置している。	
遺構説明板	弾薬庫、掩蔽部等の遺構の前面に設置している。	<ul style="list-style-type: none"> ・公園部局が設置しており、内容を改める必要がある。

(2) 指定地外

①猿島砲台跡の本質的価値を構成する要素の現状と課題

表 22 猿島砲台跡の本質的価値を構成する要素の現状と課題一覧

種別	名称	現状	課題
砲台関連施設?	笠島	干潮時のみ目視で確認でき、満潮時は水没する。	・調査による砲台遺構の確認

②その他の歴史的遺産及び自然遺産の現状と課題

表 23 その他の歴史的遺産及び自然遺産の現状と課題一覧

名称	現状	課題
魚類	スズキ、カレイ、クロダイ、アイナメ、キス、メバル 等	・水温上昇による生態系の変化
鳥類	ウミウ、オオセグロカモメ、イソシギ、トビ、ウグイス等の鳥類の棲息が観察されている。北側断崖地にウミウのコロニーがあり、冬は越冬する様子が見られる。	・ウミウの糞の影響で樹木の枝枯れが見られる場所がある。

③その他の便益施設等の現状と課題

表 24 その他の便益施設等の現状と課題一覧

名称	現状	課題
船着き場(猿島栈橋)	夏期(3月~11月)は三笠栈橋発の連絡船が1日9便毎日運航。冬期(12月~2月)は1日7便土日祝日のみ運航。	・老朽化により、今後改修が予定されている。

2. 千代ヶ崎砲台跡

千代ヶ崎砲台跡は明治 20 年代の建設であり、煉瓦の焼成技術が改良されたためか、全体に猿島砲台跡に比べて保存状況が良好である。しかし、ここでも湿度により石灰が流れ出し、天井や壁の亀裂からツララ状に垂れ下がっている箇所や、外部から吹込む雨の影響か、カビが発生している状況が見られた。特に第二次世界大戦後に埋められた第三砲座の下部にある第三弾薬庫や、第三砲座への交通路である第三砲座高塁道は湿度が高く、遺構への悪影響が懸念される状況である。また、第二次世界大戦後に鉄製品が略取された際に破壊された箇所が多く見られた。海上自衛隊が使用していた時に改変された煉瓦構造物や、削平された土塁や、植樹された樹木が存在する。

(1) 指定地内

①千代ヶ崎砲台跡の本質的価値を構成する要素の現状と課題

表 25 千代ヶ崎砲台跡の本質的価値を構成する要素の現状と課題一覧

種別	名称	現状	課題
柵門	柵門及び両側擁壁 (A)	両側の凝灰質礫岩切石ブラフ積被覆壁は、表面が風雨等により浸食され、凹凸になっている部分が散見される。また、柵門入口前面に電信柱が存在する。	<ul style="list-style-type: none"> 被覆壁の保全対策 電信柱の移設
土塁	土塁 (B)	北側は内側が大きく削られたと推定される。また阪路により土塁が切られたと考えられる箇所も存在する。	<ul style="list-style-type: none"> 土塁の形状 (基底部幅等) を確認するための調査の実施 土塁の復元についての検討
交通路	阪路 (D)	阪路 1 は第八掩蔽部入口とその手前の階段へと繋がる。阪路 2 は後世に土塁を切ってつくられた。	<ul style="list-style-type: none"> 阪路 2 によって改変された土塁の保存整備
	榴弾砲砲台塁道 (E)	塁道側面の凝灰質礫岩切石ブラフ積被覆壁は、目地より草が生えている箇所、コケが付着している箇所が見られた。また、笠石が雨水により浸食され凹んでいる部分も散見された。	<ul style="list-style-type: none"> 除草、雨水排水のコントロールによる保全対策
	第一・第二・第三隧道 (F 1、F 2、F 3)	概ね良好な状態であるが、壁の煉瓦は目地が抜けている箇所が連続して見られた。また、天井には浅いひび割れやカビの付着がみられた。	<ul style="list-style-type: none"> 目地の補修等の保全対策
	第一・第二露天空間 (G 1、G 2、G 3)	両側の凝灰質礫岩切石ブラフ積被覆壁は、目地より草が生えている箇所、コケが付着している箇所が見られる。路面もひび割れ箇所より草が生え出していた。	<ul style="list-style-type: none"> 除草による保全対策
種別	名称	現状	課題

砲座	第一砲座 (M1)	砲座及び被覆壁上部の斜面に草が繁茂している。 被覆壁天端の笠石は、一部摩滅及びき損が見られる。弾薬庫の上部石材も、一部き損している。また、弾薬庫の鉄製の扉は取り払われている。	・き損部の修復、除草等の保全対策
	第二砲座 (M2)	砲座を埋める覆土が除去され、地表から砲床に連絡する階段や被覆壁の石積、砲床の一部のき損が明らかになった。	・き損部の修復
	第三砲座 (M3)	第二次世界大戦後に埋められ、現在も埋没している。	・構造、形態、き損状況を確認するための発掘調査 ・き損部の修復
弾薬庫	第一砲側弾薬庫 (J1)	入口建具部分の煉瓦が一部き損している。天井モルタルのひび割れ部から石灰分が流れ出し、つらら状に垂れ下がっている。	・石灰の融解に対する保全対策 ・き損部の保全対策
	第二砲側弾薬庫 (J2)	天井モルタルのひび割れ部から石灰分が流れ出し、つらら状に垂れ下がっている。天井、壁にカビが発生している。交通路も同様のつらら状物質が垂れ下がっている。入口建具部分の煉瓦が一部き損している。	・石灰の融解、カビに対する保全対策 ・き損部の保全対策
	第三砲側弾薬庫・交通路 (J3・H3)	交通路入口上部の煉瓦は目地にひび割れが見られる。 天井モルタルのひび割れ部から石灰分が流れ出し、つらら状に垂れ下がっている。入口建具部分の煉瓦が一部き損している。	・ひび割れの補修 ・石灰の融解に対する保全対策 ・き損部の保全対策
掩蔽部	第一掩蔽部 (N1)	入口建具部分は煉瓦が一部き損している。天井、壁の上部にはカビが発生している。床が隆起し、ひび割れが見られる。天井モルタルのひび割れ部から石灰分が流れ出し、つらら状に垂れ下がっている。右室は、天井モルタルが一部剥落している。また、右窓の右端にシダ類が繁茂している。	・石灰の融解、カビ、シダ類除去対策 ・き損部の保全対策
	第二掩蔽部 (N2)	左右に並列する部屋のうち、左室は後世に改変されている。右室は入口建具部分の煉瓦が一部き損している。左右壁は下部に緑のペンキが塗られ、天井モルタルのひび割れ部から石灰分が流れ出し、つらら状に垂れ下がっている。	・左室の復旧の検討 ・石灰の融解に対する保全対策 ・ペンキの消去法の検討 ・き損部の保全対策
	第四掩蔽部 (N4)	入口建具部分の煉瓦は一部き損している。関東大震災の影響か、床が隆起し、大きなひび割れが見られる。天井モルタルにもひび割れが見られる。	・天井のひび割れに対する保全対策 ・き損部の保全対策
	第六掩蔽部 (N6)	入口建具部分の煉瓦は一部き損している。床がやや隆起し、ひび割れが見られるが、全体に状況は良好である。	・現状保全対策 ・き損部の保全対策
種別	名称	現状	課題

掩蔽部	第三・第七・第八掩蔽部（N3・N5・N7・N8）	海上自衛隊の送信所であった時代に改変されている。	・復旧の検討
高塁道	第一砲座～第二砲座間高塁道・交通路（k1・H1）	第二砲座側はコンクリートにより閉塞され、天井のモルタルが剥落している。壁のレール金具部分の煉瓦がき損している。	・閉塞コンクリートの除去 ・き損部の保全対策
	第二砲座～第三砲座間高塁道・交通路（k2・H2）	第二砲座、第三砲座側ともコンクリートにより閉塞されている。このため、湿度が高く、湿潤状態となっている。壁のレール金具部分の煉瓦がき損している。	・閉塞コンクリートの除去 ・き損部の保全対策
	第三砲座高塁道（k3）	埋没している第三砲座から土砂が流入している。このため湿度が高い。壁のレール金具部分の煉瓦がき損している。	・流入土砂の除去 ・き損部の保全対策
観測所	左翼観測所跡・交通路	太平洋戦争後に間もなく取り壊された。現在は、基礎部分が既存地に埋没していると推定される。左翼観測所のもと思われる煉瓦片が土砂とともに、観測所への交通路に堆積している。	・発掘調査による遺構の確認調査 ・煉瓦片の選別、調査 ・復元整備の検討
観測所	左翼観測所附属室・交通路（L・H4）	入口建具部分の煉瓦は一部き損している。床に土砂が堆積しており、左翼観測所の煉瓦片と思われるものも見られる。	・土砂の除去 ・き損部の保全対策
貯水関連施設	第一貯水所・沈殿池・ろ過池・貯水池（I1）	概ね良好に保存されている。	・現状保全対策
	第二貯水所・沈殿池・ろ過池・貯水池（I2）		
	掘井戸（C）		

②その他の諸施設の現状と課題

表 26 その他の諸施設の現状と課題一覧

名称	現状	課題
囲 柵	史跡指定地の境界線に沿って設置された囲柵が残置している。	・史跡の整備計画において、適切な柵の設置を検討する必要がある。
門 扉	海上自衛隊の通信所時代に、門扉として使用されていたものが残置している。	・史跡の整備計画において、適切な門扉の設置を検討する必要がある。
駐車場	海上自衛隊の通信所時代に、駐車場として使用されていた場所にアスファルトが敷設されたままとなっている。	・史跡の整備計画において、復旧について検討する必要がある。
電 柱	入口の門扉前に存在している。	・史跡の整備計画において、復旧について検討する必要がある。
設備配管	水道、ガス等の配管の痕跡が見られる。	・史跡の整備計画において、復旧について検討する必要がある。

（2）指定地外

①千代ヶ崎砲台跡の本質的価値を構成する要素の現状と課題

表 27 千代ヶ崎砲台跡の本質的価値を構成する要素の現状と課題一覧

種別	名称	現状	課題
近接防御砲台	右翼観測所・観測所附属施設 ・白砲砲座等	民有地に所在する。	・追加指定と公有地化が急務

②本質的価値と密接に関係する要素の現状と課題

表 28 本質的価値と密接に関係する要素の現状と課題一覧

種別	名称	現状	課題
砲台	千代ヶ崎砲塔砲台跡	現在は果樹園となっている。民有地内にある。	・追加指定と公有地化を行う必要がある。
台場	千代ヶ崎台場跡	現在は果樹園となっている。民有地内にある。	同上
燈明台	燈明堂跡及び周辺地域	市指定史跡である。現在、土台となった石垣の上に燈明堂の建物を復元整備し、公開している。	
その他	眺望	千代ヶ崎砲台は東京湾航路への眺望を意識して設置された砲台であり、西側と北側の眺望が重視されたと考えられる。現在は樹木の繁茂により眺望できる箇所が限られている。	・樹木の剪定等により海への眺望を確保する必要があるが、民有地にある樹木も対象となるため、地権者と協議を行う必要がある。

第2節 活用の現状と課題

猿島は月別来園者の推移を見ると、8月の来園者が他の月の倍以上であるため、多くが海水浴、バーベキュー等のレクリエーション目的であると考えられる。その人数は年々増加傾向がある。それに対し、史跡としての砲台遺構の見学を目的とする来園者は多くなく、どのようにして魅力を発信していけるかが課題となっている。一方、来園者の増加に伴う落書きやいたずらによるき損等、遺構への対応も同時に検討する必要がある。猿島は、史跡指定となる以前から市内最大の観光地であり、観光立市を重要施策として打ち出しているため、観光的活用と史跡活用の共存を図っていくことが最大の課題である。

千代ヶ崎砲台跡は現在未公開であるが、今後、広く市民や市外からの訪問者に公開し、活用できるよう整備を行っていく。また、周辺の浦賀地域一帯に分布する関連遺跡や、観音崎、走水の砲台跡と相互連携を図り、観光ネットワークを拡大していくことが期待されている。しかし、史跡地までのアクセスは、最寄の京急久里浜駅、京急浦賀駅から直線距離で約2km離れ、最寄りのバス停までは1時間に1本しかバスが運行しておらず、さらにバス停から急な坂道を登らなければならないという立地的問題もある。車両以外の交通手段が限られているため、指定地隣接地の駐車場確保や運行面等を含め、関係機関とも協議・連携しながら検討を進める。

史跡東京湾要塞跡は、年齢を問わず興味を引くような、より多くの人々が遊べて学べる史跡としての活用を考えることが課題である。

第3節 整備のための現状と課題

猿島砲台跡は、都市公園として整備公開されているが、整備から10数年がたち、さらに平成25年（2013年）に起こった火災の影響もあり、便益施設の劣化が指摘されている。また、来園者の増加により、便益施設の不足や機能の向上についても問題となってきた。猿島砲台跡の一部遺構内部についてはガイドの案内により見学可能となっているが、砲座が埋没しているため、砲台の全体的な構造を示すことが出来ない状況である。掩蔽部や弾薬庫等の煉瓦構造物で見学可能となっているものは、入口に柵扉が設置され、外部から内部を覗けるようになっているが、内部が暗く見通すことが出来ない。また、展示解説は、休憩所の一部で行われているが、砲台の歴史や概要を理解する上では不十分である。また、遺構の劣化状況が判明していることから、多くの来訪者の安全を確保することに重点を置き、整備を実施していく必要がある。

千代ヶ崎砲台跡は、見学のための園路、転落防止安全柵、休息のためのベンチ等をこれから整備していかなければならない。しかし、取り付け道路が旧軍道のみで、狭隘であるため、大型の重機や貨物車が入り出できる状況ではない。そのため、今後の整備においては進行や工法等に影響する可能性がある。

第4節 運営・体制の現状と課題

猿島砲台跡は、猿島公園として猿島全体を公園部局が管理していく。文化財部局としては、史跡の保護と公開を推進していく上で、常に公園部局と連携し、連絡体制を構築していく。さらに活用においては、既存の猿島公園専門ガイド協会等との連携をより一層緊密に図っていく必要がある。

千代ヶ崎砲台跡については、今後、管理運営体制を一から構築していかなければならない。活用に関しては、地元に着目した形での活用を目指していく必要があることから、どのようにして地元住民、地元民間団体と連携し、進めていくかについて検討する必要がある。

第5章 大綱と基本方針

第1節 保存

両砲台跡の遺構について、本質的価値を損なわず、現状より良い状態で後世へ伝えるため、必要な調査、モニタリング、診断などを実施し、その結果を検討することで、適切かつ効果的な保存方法を目指していく。

1. 猿島砲台跡

現在、経年や震災、風雨等による遺構の劣化を確認できるため、劣化の進行を防ぎ、躯体に深刻なダメージがある場合は補強、補修の計画を策定・実施していく。なお、劣化状況は大きく分類すると以下の項目に分けることが出来る。その項目とその保存のための方向性を以下に記載する。また、必要な測量や図面作製は随時実施する。

(1) 煉瓦構造物

・煉瓦の紛状化等の劣化

水や塩害による煉瓦の劣化が随所に確認できる。煉瓦に関しては、年間を通しての劣化進行をモニタリングし、並行して最も適した補修方法を探す。

・隧道内の漏水

漏水が確認できる隧道に関しては、水の流れと原因を把握し、対策を検討する。

・構造物のひび割れ

ひび割れに関しては原則として補修を検討する。また、煉瓦や目地の強度検査、ハンマーテストによる打音検査による躯体自体の強度検査を実施し、適切に保存する方法を検討する。

・漆喰の剥落

すでに煉瓦壁とかい離してしまっており、剥落が進行している。原則として進行を止めるための手段を検討する。

・落書き等

遺構自体を傷つけないように復旧する方法を検討・実施する。

(2) 石積み

・石の浸食

・経年による傾きや歪み等

今後強度も含めてモニタリング等の調査を実施した上で、必要な補修等を検討する。

・落書き等

遺構自体を傷つけないように復旧する方法を検討・実施する。

(3) 排水設備

築城当初の排水設備の多くが、近年の整備や堆積物により機能していない状況にある。そのため、一部遺構や地形に劣化や変質をもたらしている。よって、再度排水を検討し、適切な保存ができるよう整備する。

(4) 護岸

現状を把握するための調査を実施する。

(5) 埋没している遺構

- ・ 砲座
- ・ 観測所
- ・ 電灯所
- ・ 貯水所
- ・ 監守衛舎

必要な発掘調査等を行い、その成果に基づいて保存や整備を検討・実施する。

(6) コンクリート構造物を含む防空砲台諸施設

- ・ 高角砲
- ・ 防空指揮所
- ・ 素掘り壕
- ・ 土塁

本質的価値に密接に係る構成要素として位置付けられることから、調査、資料作成を実施し、保存や整備について検討・実施する。

(7) 植栽

遺構に係る植栽に関して、悪影響を与える、あるいはその可能性があるものについては計画的に除去を検討・実施する。

(8) 法面

土塁が一部削平されている他、遺構の上部に盛られている土も押し出されてきており、遺構が立地している地形は急な斜面地も多く、それらの保全について検討・実施する。

2. 千代ヶ崎砲台跡

千代ヶ崎砲台跡については、今後調査を行い、保存についての問題点を明確にし、その上で

対策を講じる。

(1) 煉瓦・コンクリート構造物

・天井のコンクリート劣化

ひび割れが生じていることにより、そこから漏水が発生している。そのため、必要な補修を実施していく。

・遺構内のカビ、コケ・シダ植物の浸食

掩蔽部等は遮蔽されていないため、風が入り込んでいる。そのため、コケ・シダ植物が遺構内に浸食している。また、湿気によるカビも発生しているため、今後モニタリング等の調査により、適切な遺構管理ができるよう対策を講じる。

・床の隆起

地震の影響により、掩蔽部等の床が中央から隆起してしまっている。そのため、適切に保存できるように検討していく。

(2) 石積み

・石の浸食

・経年による傾きや歪み等

強度も含めてモニタリング等の調査を実施した上で、必要な補修等を検討する。

(3) 排水設備

築城当初の排水システムの多くが、近年の整備や堆積物により機能していない状況にある。そのため、一部遺構や地形に劣化や変質をもたらしている。また、貯水所に現在水が流れ込まない状況にあることから、今後は再度排水を検討し、適切な保存ができるよう整備する。

(4) 埋没している遺構

・砲座

・観測所

必要な発掘調査等を行い、その成果に基づいて保存や整備を検討・実施する。

(5) 植栽

遺構に係る植栽に関して、悪影響を与える、あるいはその可能性があるものについては計画的に除去を検討・実施する。

(6) 法面

土塁は掘削されており、遺構の上部に盛られている土も押し出されてきている。それらの保全について検討・実施する。

第2節 活用

史跡の魅力や価値を市民及び国内外に広く発信できるよう、史跡現地での解説や各種解説ツール（パンフレット、書籍、ホームページ等）の充実を図り、他の東京湾砲台跡の保存と相互連携（ネットワーク）を推進する。また、史跡を横須賀市の地域資産として、観光や教育等に幅広く活用していけるよう、関連部署や関連機関との連携を進めながら活用していく。

猿島砲台跡については、すでにレクリエーションを目的としている多くの来園者に対し、砲台としての魅力や価値をPRする場を多く設けることにより、遊びのついでに学べる機会を作り出していく。

千代ヶ崎砲台跡については、浦賀という地域と密接に関係していることから、周辺に点在する文化財の核として、地元住民、地元民間団体等と一体化した活用を進めていく。

1. 学校教育

小・中・高校における学校教育においては、当時の建築物が良好に残されており、技術の進歩を具体的に見て学ぶことができる。技術の進歩と変遷を学ぶ文化財としての教育素材を提供することができる。さらに地元地域の歴史として、明治期の日本における近代化の躍動を体感できる場としての活用を進める。

他方、大学等とは研究素材として活用を進めていく。

2. 社会教育

少子高齢化や情報の高度化が進む中、精神的豊かさを得、生涯を通じて生きがいを持つためにさまざまな学習機会が求められている。そのため、史跡においてはガイドンス施設、ガイドを充実させ、併せて講座や展示等の学習機会を提供することにより、社会教育の一面を持たせる。それにより史跡を学習機会の場とし、本市の社会教育の方針である、「市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図る」に寄与する。

3. 地域における活用

本市は2014年（平成26年）に「横須賀市観光立市推進条例」が可決され、観光振興に関する施策を2025年度（平成37年度）まで観光客数1,000万人、観光客消費額636億円という目標を掲げている。その中で観光資源の一つとして、文化観光を挙げており、本史跡を観光資源

の一つとして活用するための整備を行う必要がある。首都圏が近く、各地域の来訪者が見込めるだけでなく、本市は在日米海軍横須賀基地が所在し、アメリカとの交流が盛んであり、海外の姉妹都市との交流も盛んであるため、広く海外の方々も対象としなければならない。そのため国外へも情報を発信し、魅力を伝えるコンテンツを作成していく必要がある。

もう一方で、猿島砲台跡は渡船でした行くことができないが、千代ヶ崎砲台跡については、徒歩で見学することができる。景観等からも、地域の憩いの場として活用できる可能性がある。

第3節 整備

史跡の本質的価値を確実に保存し、より良い状態で後世に伝えるため、調査、モニタリングの結果をふまえた必要な措置（維持管理、修復等）を実施する。遺構自体の保全のためには耐震的な工事についても併せて実施していく。さらに、史跡を広く公開活用できるよう、必要な整備を行う。復元整備については、砲台構造をわかりやすく可視化できる手法を検討・実施し、整備に先立って必要な調査も随時行う。

1. 猿島砲台跡

(1) 保存のための整備

前項第1節で述べた問題を解決するための整備を実施していく。

(2) 活用のための整備

各遺構の詳細な説明については不十分であることから、砲台の構造や各遺構の説明を加えた案内パンフレットや、モバイル機器による画像解説等、よりわかりやすく史跡の魅力を発信できる方策を検討する。

現在便益施設については整備されていることから、現状以上の便益施設については不要とする。遺構の復元については、検討を行い、当時の状況をより深く学ぶことのできる手法で整備を実施する。現在、ガイダンスルームは存在していることから、映像展示等により、展示解説内容の向上を図る。加えて周辺に所在する東京湾要塞跡に属する遺跡との連携展示も実施する。

2. 千代ヶ崎砲台跡

(1) 保存のための整備

前項第1節で述べた問題を解決するための整備を実施していく。

(2) 活用のための整備

映像等による解説展示、必要なベンチ等の休息施設や説明板等を史跡地内に、ガイダンス施

設を便益施設・駐車場と合わせた形で史跡外に設置する。周辺に所在する様々な文化財との連携展示も実施する。今後の公開において、ガイドの充実化を図りながら、より地域に密着した形で活用を図っていく。

第4節 運営・体制の整備

史跡を整備していく上で、史跡の重要性・内容を深く理解している必要がある。そのため、運営と体制の整備は教育委員会文化財部局が実施する。

1. 猿島砲台跡

猿島の運営体制については、現在、公園としての運営を環境政策部が実施している。今後については、短期的な整備においては前述の原則通りとし、その後の長期的期間については、史跡の本質的価値に係る箇所についての修復・保全措置は教育委員会文化財部局が、それ以外の日常管理については環境政策部（公園部局）が管理を行う。活用については、現在、猿島公園専門ガイド協会がガイドを行っているため、今後の史跡ガイドも同様の体制で実施していく。

2. 千代ヶ崎砲台跡

千代ヶ崎砲台跡については、史跡整備を進めていく上で、教育委員会文化財部局が管理・運営を行う。活用に関しては、地域と連携した形でガイド等の体制を整えていくこととする。

第6章 保存について

第1節 保存の方向性について

大綱を踏まえて、猿島砲台跡、千代ヶ崎砲台跡の保存の方向性を以下のように定めた。

本質的価値についてはすべて適切に、良好な状態で保存していくことが前提条件となる。また、本質的価値と密接に係る要素についても、原則保存していく。そのため、下記に記した保存方法、管理基準を遵守することとする。

1. 猿島砲台跡

猿島砲台跡を中心とした関東大震災による被害、昭和戦前の防空砲台の建設、第二次世界大戦後の武装解除による破壊等、の歴史的痕跡を保存していくことを前提に、管理を行っていく。

また、砲台の関連施設の可能性がある笠島についても調査等を考慮する。

2. 千代ヶ崎砲台跡

千代ヶ崎砲台跡は、史跡指定地隣接地に位置する近接防御砲台跡、右翼観測所跡と合わせて、ほぼ明治時代の砲台施設の全体が保存されている。こうした特色を踏まえて、現状で本来保存すべき範囲として砲台施設全体を目標とする。

第2節 保存の方法について

1. 地区区分

以下の凡例に示した方針にしたがって地区区分を行った。

凡例

A地区 史跡指定地。地区の性格に応じて以下の二つの地区を設けた。

A-1地区：本質的価値を構成する要素が密に存在する地区

A-2地区：史跡指定地ではあるが、本質的価値を構成する要素が発見されていないか、存在の密度が薄い地区

B地区 追加指定予定地。地区の性格に応じて以下の二つの地区を設けた。

B-1地区：本質的価値を構成する要素である明治時代の遺構が存在し、A-1地区と一体となって砲台を構成していた地区

B-2地区：本質的価値と密接に関係する砲塔砲台関連遺構が存在し、A-1地区、B-1地区と一体的に保存することが望ましい地区

C地区 史跡に隣接する史跡指定地外の地区

(1) 猿島砲台跡

本質的価値を構成する要素の分布状況と現状の利用状況から、次のような地区区分を設定し、地区ごとの保存管理の方針を定めた。

①A-1地区

本質的価値を構成する要素である明治時代の砲台の遺構と、本質的価値に密接に関係する要素が集中的に存在する。明治時代の砲台遺構である煉瓦構造物、塁道の被覆擁壁、砲座等の埋没遺構、護岸等の保存管理を厳密に行っていく。植栽や公園の利活用のためのその他の要素については、本質的価値を構成する要素や、本質的価値に密接に関係する要素の保存に影響を与えるものについては、除去や改善を行う。

②A-2地区

砲台の中心施設である煉瓦構造物や砲座が存在する島中央部と、護岸が存在する海岸部の間に位置する斜面部と護岸である。史跡が立地している地形を構成している地区であり、多くは急な斜面を含んでいる。護岸が崩落している箇所では、波に洗掘されて地形が浸食されている場所が見られる。猿島の環境保全のために、特に法面等の浸食箇所に対する保護対策を検討していく。また、島の周囲に遺存する護岸の保全に関しても検討を実施していく。樹木に関しては、健全な森林環境の保全に努めると共に、剪定等によって砲台中心施設が立地するA地区からの眺望を確保できるようにする。

③C地区

猿島周辺の砂浜及び岩礁部分、また関連する遺構が存在する可能性が指摘されている笠島の区域である。史跡指定地外となっている。夏季はバーベキューや海水浴で賑わい、猿島のレクリエーションの中心となっている。猿島への渡航船も、この地区に着岸する。現状の利活用を継続するが、史跡隣接地であるため、史跡の景観や環境に影響を及ぼす施設の設置等を行う場合は、事前に協議や調整を行うものとする。また、根拠法令として、将来的に都市景観条例の適用を視野に入れる。

(2) 千代ヶ崎砲台跡

①A-1地区

現在、史跡に指定されている地区である。本質的価値を構成する要素である明治時代の砲台遺構がほぼ全域に存在する。砲台遺構の保存管理を厳密に行っていくと共に、公開活用できるよう保存整備を行う。砲台遺構の保存や環境に悪影響を与える要素については、整備に合わせて除去や改善を行う。

②B-1地区

史跡指定されている千代ヶ崎砲台と一体となるべき遺構が存在する地区である。今後、できる限り早期に追加指定が行えるよう検討を進める。当面は、周知の埋蔵文化財包蔵地として、管理を行っていく。

③B-2地区

史跡指定されている千代ヶ崎砲台跡と密接に係る構成要素として、砲塔砲台関連遺構が存在する地区である。B-1地区と併せて、できる限り早期に追加指定が行えるよう検討を進める。当面は、周知の埋蔵文化財包蔵地として、管理を行っていく。

③C地区

千代ヶ崎砲台跡周辺地区であり、今後調査によっては新たに追加指定する可能性を含む地区である。千代ヶ崎砲台跡と密接に関係する江戸時代の台場跡の遺構の存在が推定される箇所や、砲塔砲台の関連施設跡、市指定史跡の燈明堂跡が含まれ、千代ヶ崎砲台の環境や景観に大きな影響を与える地区である。

現在のところ、大半が市街化調整区域内にあるため、大規模な開発行為は想定されないが、今後も環境と景観の保全が図れるよう、景観法などの手法について関連部局とも協議の上、検討していく。関係する遺跡・遺構については、土地所有者の了解の上、調査を行えるよう努めていく。また、根拠法令として、将来的に都市景観条例の適用を視野に入れる。

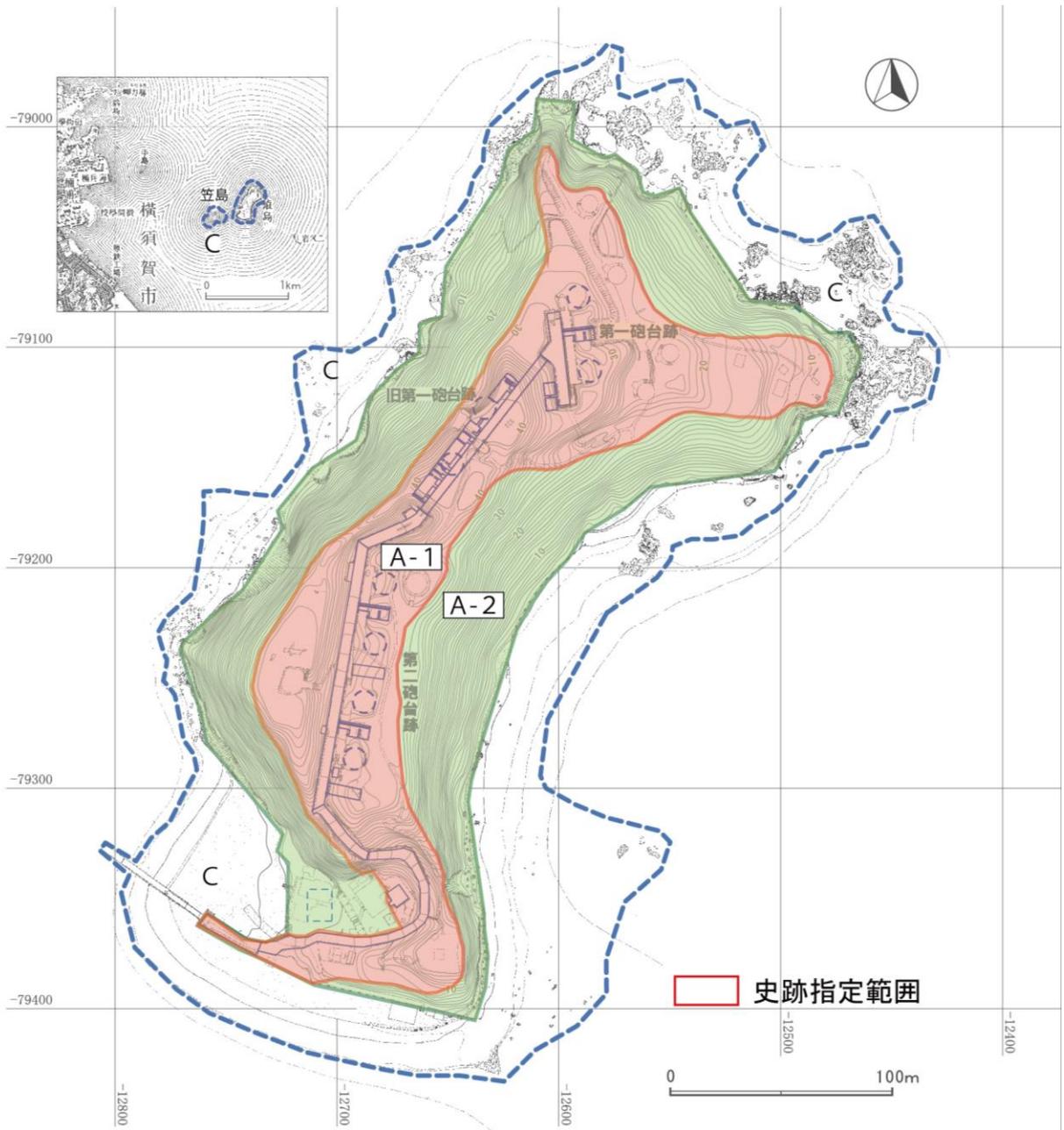


图 36 猿島砲台跡地区区分图

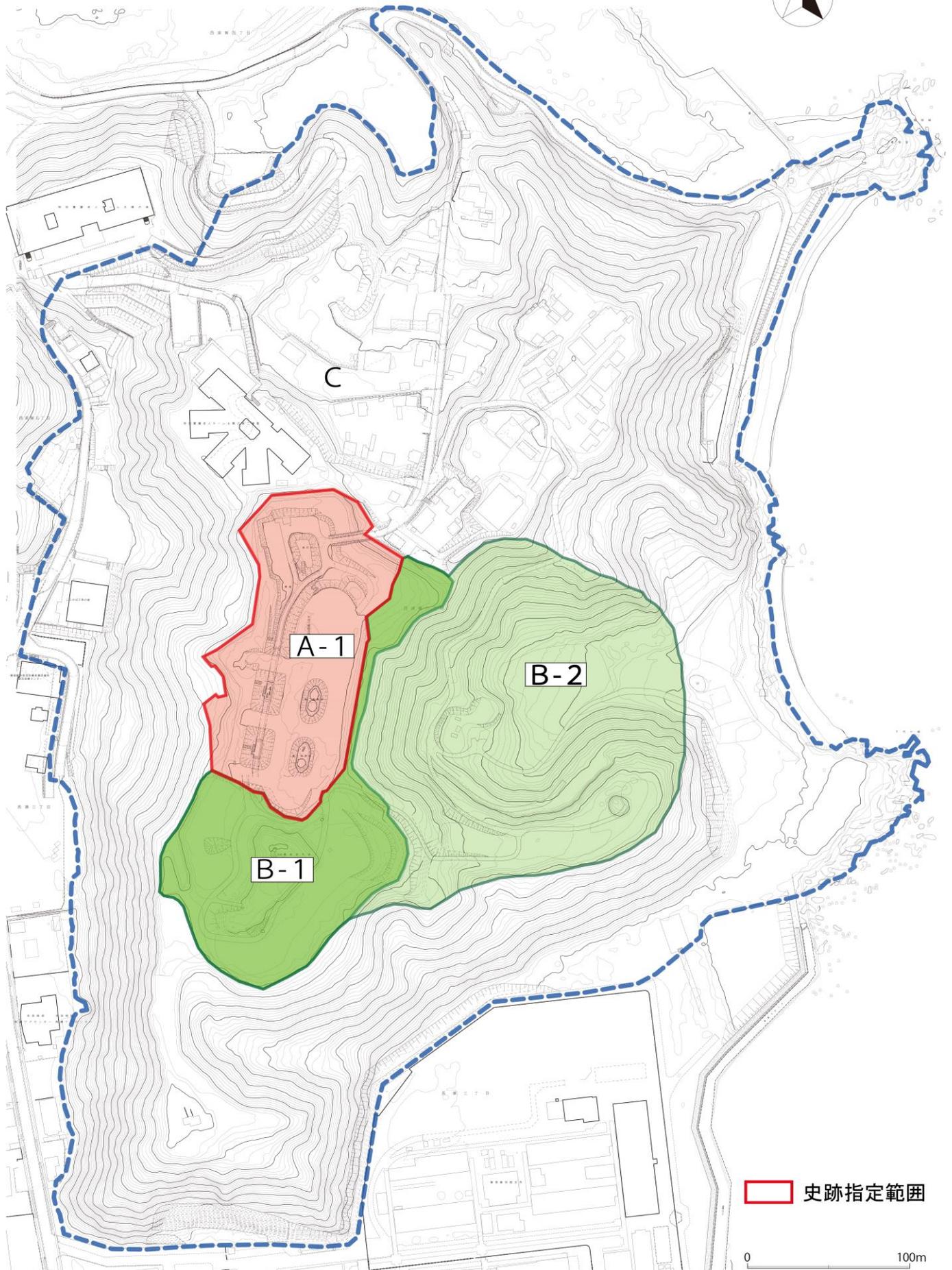


图 37 千代ヶ崎砲台跡地区区分图

2. 煉瓦構造物の保存管理基準

砲台遺構の中で、特に維持管理について厳密な対応が求められる煉瓦構造物については、以下のような基準を定めた。

(1) 煉瓦

躯体を構成する煉瓦に関しては、素材を保存することを原則とする。粉状化等によって強度が劣化したものについては、補強のための措置を行う。

構造保存上、必要でかつ他に方法がない場合のみ、新規の補充を行う。

(2) 無筋コンクリート

煉瓦と同じく、素材を保存することを原則とする。

(3) 漆喰

大綱で示したように、すでに煉瓦壁とかい離してしまっており、剥落が進行している。

今後、進行を止めるための手段を検討するが、当面は、漆喰の剥落を促進する要因となっている湿度や湿潤状態を減じるための措置を行った上で、経過観察を行う。

(4) 建具

既に失われており、場所により木枠が残存している。建設当時の様子を示すために、資料に基づいて復元する箇所を設けることを検討する。

(5) 目地

煉瓦構造物の強度維持のために重要な要素であるため、目地が抜けている箇所は建設当初と同じ素材で復旧していくことを基本とする。

3. 保存管理の方法

(1) 猿島砲台跡

① A-1 地区

①-1 砲台遺構の保存のための各種調査やモニタリングの実施

煉瓦構造物、護岸、墨道、墨道両側のブラフ積被覆壁等の砲台遺構を保存していくため、実測、測量、強度検査等の各種調査を行っていく。また、必要なモニタリングを実施していく。特に、現状で歪みが観察されるものや、大きなひび割れが見られるものについては、注意深く観察を行い、必要な場合は適切な保存措置を行う。

①-2 砲台遺構の劣化箇所の修理、構造補強

煉瓦の粉状化等の劣化に対しては、モニタリングを行いながら、適切な補修方法を検討していく。また、関東大震災、第二次世界大戦中の爆破実験、第二次世界大戦後の武装解除等により、き損を受けている遺構については、構造上の検査を行い、必要な補強を行っていく。

また、隧道内の漏水については、今後、調査によって原因を把握し、必要な対策を行う。

①-3 埋没遺構の保存整備のための発掘調査

現在、埋没している砲座、観測所、電灯所、貯水所、監守衛舎については、必要な発掘調査等を行い、その成果に基づいて保存や整備を検討・実施する

①-4 保存のための整備の実施

雨排水等の環境整備を行う。

①-5 遺構に影響を及ぼす樹木等の植生管理

遺構の保存に悪影響を及ぼす恐れのある植生については、計画的に除去を行う。特に墨道両側の被覆壁の縁部付近に自生する樹木のうち、傾斜木となっているものや、樹根が被覆壁の石積みに影響を与えていると思われるものについては、早急に対応していくことを検討する。

② A-2 地区

②-1 地形崩落箇所の保全対策

崩落の状況を把握するための調査を行い、地形崩落が進行しないよう必要な保全対策を行う。

②-2 環境保全のための植生管理

砲台としての眺望を確保するための枝降ろし等を実施し、史跡の環境を整備する。猿島の植生保護については、戦後新たに分布してきたであろう植生の今後の遷移について、現状が大きく改変されないよう植生管理を計画的に行っていく。

③ C 地区

史跡の景観や環境に影響を及ぼす行為が予想される場合は、事前に協議や調整が図れるよう管理者に本保存管理計画の内容について周知を図る。

(2) 千代ヶ崎砲台跡

① A-1 地区

①-1 砲台遺構の保存のための各種調査やモニタリングの実施

砲台遺構の保存に必要な実測、測量、強度検査等の各種調査を行っていく。今後行う保存整備事業で、②の劣化箇所の修理を行うものについては、保存整備事業と合わせて必要な調査を行う。また、整備後は継続的にモニタリングを行っていく。

①-2 砲台遺構の劣化箇所の修理、補修

保存整備事業と合わせて必要な箇所の修理や補修を行う。

①-3 埋没遺構の保存整備のための発掘調査

現在、埋没している第三砲座、左翼観測所については、保存整備事業と合わせて発掘調査を行い、その成果に基づいて、保存整備を検討、実施する。

①-4 保存のための整備の実施

雨水排水等の環境整備を行う。

①-5 遺構に影響を及ぼす樹木等の植生管理

保存整備事業と合わせて、遺構の保存に影響を及ぼす恐れのある樹木の除去や、眺望確保のための間伐、枝降ろし等を行う。整備後は定期的な草刈りや樹木の枝落とし、墨道両側のブラフ積被覆壁の目地に生える草類の除草等の植栽管理を行っていく。

② B 地区

随時必要な調査と、追加指定・公有地化に向けて必要な協議や調整を行っていく。

③ C 地区

景観及び環境の保全が今後も適切に図れるよう、保全のための手法について検討を行っていく。

表 29 猿島砲台跡の保存管理の概要表

		A-1地区	A-2地区	C地区
地区の特質		猿島砲台の遺構及びこれと関連する遺構が集中的に存在する猿島砲台跡の本質的価値の中核をなす地区	猿島中央部と海岸線の間に位置する斜面部、護岸遺構	史跡指定地に隣接する砂浜及び岩場
構成要素	本質的価値を構成する要素	埠頭、交通路、砲座、砲側弾薬庫、棲息掩蔽部、弾薬元庫、観測所、電灯所、電気灯機関舎、貯水所、監守営舎、	護岸遺構	-----
	本質的価値と密接に係る要素	猿島台場跡 防空砲台関連施設跡 眺望	-----	-----
	その他の要素	<ul style="list-style-type: none"> 砲台以外の遺跡 猿島洞窟遺跡、猿島遺跡 自然資産 樹木、草本類等の植物 猿島の利活用施設 園路、木製デッキ、木製階段、案内標識、休憩所、管理事務所、売店、トイレ、ベンチ等 	木製階段	バーベキュー場 仮設トイレ (夏期のみ) <ul style="list-style-type: none"> 自然資産 鳥類、魚類等の動物 猿島の利活用施設 船着き場
保存管理の方向性		砲台遺構及び関連遺構の保存と活用	地形や護岸及び健全な森林環境の保全	史跡の環境及び景観との調和
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> 砲台遺構の保存のための各種調査やモニタリングの実施 砲台遺構の劣化箇所の修理、構造補強 埋没遺構の保存整備のための発掘調査 遺構に影響を及ぼす樹木等の植生管理 	<ul style="list-style-type: none"> 地形崩落箇所等の保全対策 健全な森林環境保全のための植生管理 護岸のモニタリングと適切な保全 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の環境及び景観保全のための調整

表 30 千代ヶ崎砲台跡の保存管理の概要表

		A-1 地区	B 地区	C 地区
地区の特質		史跡指定地であり、千代ヶ崎砲台の遺構が集中的に存在する地区	千代ヶ崎砲台の遺構及びこれに密接に関係する遺構が存在し、追加指定が予定される地区	千代ヶ崎砲台の周辺地区であり、千代ヶ崎砲台の環境や景観に大きな影響を与える地区
構成要素	本質的価値を構成する要素	柵門、土塁、砲座、交通路、砲側弾薬庫、棲息掩蔽部、高塁道、左翼観測所、貯水関連施設	近接防御砲台跡、右翼観測所跡 → B-1 地区に存在	軍道跡 (監守衛舎跡)
	本質的価値と密接に関係する要素	—————	千代ヶ崎台場跡 千代ヶ崎砲塔砲台跡 砲塔砲台付帯施設跡 砲塔砲台軍道跡 → B-2 地区に存在	燈明堂跡及び周辺地域
	その他の要素	<ul style="list-style-type: none"> ・平根山遺跡 ・自衛隊施設の残置施設(外周柵、門扉、駐車場部分のアスファルト舗装等) ・電信柱 ・樹木等の植物 	市道、観光農園、樹木等	市道、住宅、事業所、公園(燈明堂跡周辺)、駐車場 等
保存管理の方向性		砲台遺構の保存と活用	追加指定	景観及び環境の保全
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・砲台遺構の保存のための各種調査やモニタリングの実施 ・砲台遺構の劣化箇所の修理、補修 ・埋没遺構の保存整備のための発掘調査 ・保存活用のための整備の実施 ・遺構に影響を及ぼす樹木等の植生管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・追加指定に向けての検討、協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内に存在する砲台遺構の調査 ・景観及び環境保全のための手法の検討

4. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

史跡指定地内は文化財保護法の適用を受けるため、文化財保護法第125条に基づき史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁、神奈川県教育委員会と協議の上、文化庁長官の許可を受けなければならない。このため、文化財保護法に基づく現状変更及び、保存に影響を及ぼす行為の取扱基準について定めた。

(1) 基本方針

基本的に日常の維持管理行為について届出等は不要である。以上の原則、法令等をふまえ現状変更の取り扱いについて、以下のとおりの区分を基本方針とする。

A = 禁止 B = 必要ならば最低限許可される C = 協議の上許可される D = 原則許可

- A. 以下については、現状変更を認めない。
- ・ 史跡を破壊し、き損する恐れがある場合。
 - ・ 史跡の景観を阻害又はその価値を著しく減じると認められる場合。
 - ・ 当計画に定められた現状変更の取扱基準及び取扱方針に反する場合。
- B. 現状変更にあたっては、事前に文化財課と関係機関で協議して必要に応じて確認調査を行い、保存方針について判断する。
- C. 現状変更にあたっては、史跡の景観及び環境に配慮する。
- D. 都市公園法その他関連する各種法令との調整を図る。

(2) 地区ごとの方針

地区ごとの方針について、A-1地区については、原則として保存活用に必要な行為のみ現状変更を認める。A-2地区については、環境保全、ならびに利活用上必要な行為について現状変更を認める。災害等による復旧は現状変更の許可申請は必要ないが、滅失・き損届、復旧届、終了の報告を要する。この他、非常災害等のために必要な応急措置は、文化財保護法に基づく許可・届出を要しない。また、各地区の現状変更について具体的な事例を（あくまで一例に過ぎない）以下の表に記載する。

※横須賀市に権限が委譲される軽微な変更については、文化財保護法施行令に準拠する。

以下に記載している行為は一例である。

表 31 猿島砲台跡 現状変更を認める行為例

地 区	行 為	許可区分
A-1 地区	史跡の保存、整備その他学術上必要と認められる発掘等の調査	文化庁
	史跡整備事業の一環として行われる行為	文化庁
	ベンチ、東屋、園路等の活用のための便益施設の新設	文化庁
	災害等による史跡の復旧のための行為※注1	申請不要
	史跡の保存や景観のために実施する土砂等の除去	横須賀市
	抜根を伴わない、遺構の保存管理のために必要な樹木等の伐採	横須賀市
	既存の電線や埋設管、防災無線等のラインの補修及び改修	横須賀市
	遺構に影響を及ぼさない範囲で、なおかつ掘削を伴わずに設置する、防犯・安全警報機、放送機器等の設置	横須賀市
	史跡の維持管理上必要な除草清掃行為	申請不要
A-2 地区	傾斜地の崩落防止工事等の保全対策	文化庁
	既存のウッドデッキ、店舗や埋設管の補修及び改修	横須賀市
	園路等、階段、ウッドデッキ等の新設、増設	文化庁
	階段や園路、埋設管等の補修及び改修	横須賀市
	健全な森林育成のための樹木の間伐	横須賀市
	倒木、枯損木、またはその恐れがあり、緊急に対処しなければならない樹木の除去	申請不要

表 32 千代ヶ崎砲台跡 現状変更を認める行為例

地 区	行 為	許可区分
A-1 地区	史跡の保存、整備その他学術上必要と認められる発掘等の調査	文化庁
	煉瓦構造物、砲座等の砲台遺構の保存及び整備公開のための行為	文化庁
	整備公開のための既存の近年造られた工作物等の撤去	文化庁
	災害等による史跡の復旧のための行為※注1	申請不要
	公開活用に必要な利便施設や設備等の整備	文化庁
	史跡の景観、環境の向上のための環境整備（雨水排水、植栽整備等）	文化庁
	遺構の保存管理のために必要な植栽管理	横須賀市
	遺構に影響を及ぼさない範囲で、なおかつ掘削を伴わずに設置する、防犯・安全警報機、放送機器等の設置	横須賀市
	整備公開後の維持管理行為	申請不要

(注1) 災害等による復旧は現状変更の許可申請は必要ないが、滅失・き損届、復旧届、終了の報告を要する
 ※この他、非常災害等のために必要な応急措置は、文化財保護法に基づく許可・届出を要しない。
 ※横須賀市に権限が委譲される軽微な変更については、P91～93 に準拠する。

(3) 文化財保護法施行令

文化財保護法施行令

(昭和五十年九月九日政令第二百六十七号)

最終改正：平成二八年一月二六日政令第三九六号

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
 - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
 - ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
 - ニ 法第十五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
 - ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
 - ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
 - ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
 - チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
 - リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
 - ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
 - ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
 - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号アの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を以下の通り定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第5条第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。
 - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
 - ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ② 当該現状変更等の際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
 - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更により、その保存を図ること。
 - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
 - ⑤ 当該現状変更等の許可申請又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更でないものについては、その旨を報告すること。

- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
 - ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (4) 新築、増築又は改築の際に除去を伴う場合には、「新築及び除去」、「増築及び除去」又は「改築及び除去」として許可の申請をさせ、除去と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号ロ関係

- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1) 「工作物」には次のものを含む。
- ① 小規模建築物に付随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の付属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4 令第5条第4項第1号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な

最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号へ関係

- (1) 除去に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除去に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 除去の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

7 令第5条第4項第1号ト関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のために必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

8 令第5条第4項第1号チ関係

- (1) 「保存のために必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まない。

9 令第5条第4項第1号リ関係

- (1) 「個体の保護に必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危機にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (2) 「生息状況の調査のために必要な捕獲」とは学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のために必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5) 「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。
- (6) 次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない
 - ① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を越えて行われる場合
 - ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更を併せて行う場合
- (7) 「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- (8) 「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

10 令第5条第4項第1号ヌ関係

- (1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により登録を受けた博物館、同法29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

11 令第5条第4項第1号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

Ⅲ その他

この裁定は、平成28年4月1日から適用する。

5. 追加指定

千代ヶ崎砲台のB地区に対する追加指定を検討するとともに、他の東京湾要塞跡の砲台についても、条件が整ったものから追加指定を行っていく。特に重要度の高い走水低砲台、夏島砲台、観音崎砲台については、優先的に検討を進める。

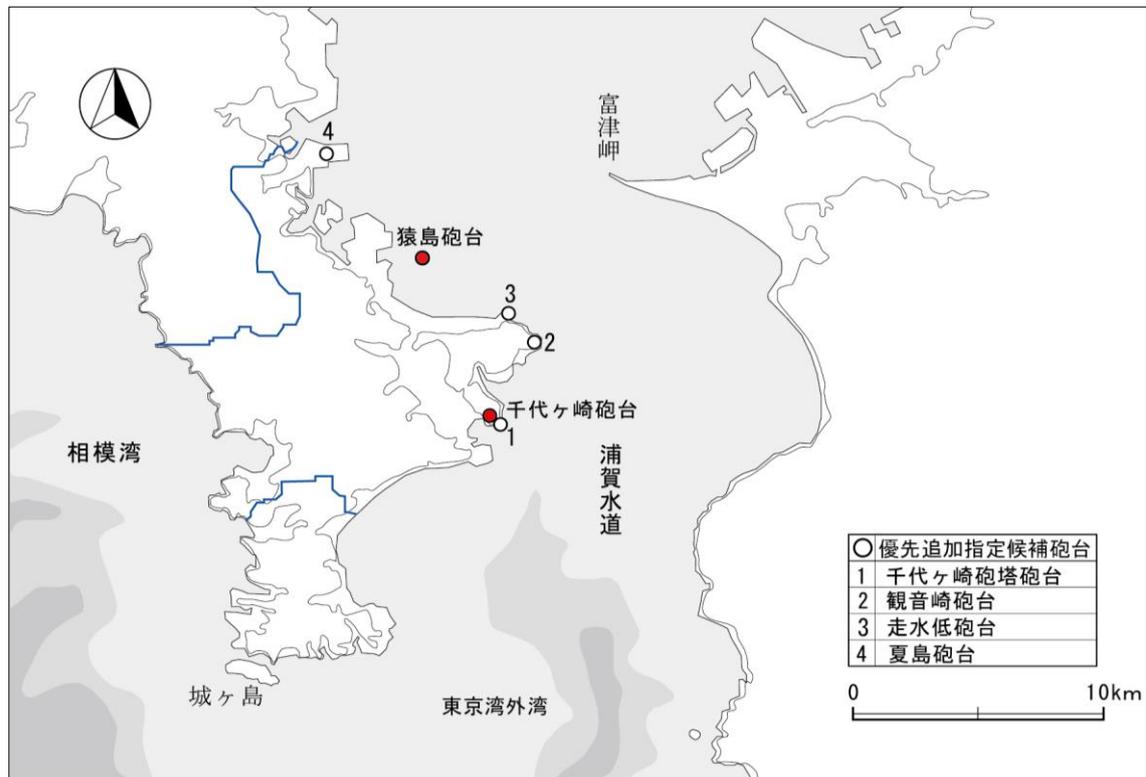


図 38 優先的に追加指定候補の検討を進める砲台跡

6. 公有化

千代ヶ崎砲台のB-1地区、B-2地区については、地権者の理解と同意を得た上で、追加指定と公有地化を目指す。

第7章 活用について

第1節 活用の方向性について

- ・史跡の魅力や価値を市民及び国内外に広く発信できるよう、史跡現地での解説や各種解説ツール（パンフレット、書籍、ホームページ等）の充実を図る。
- ・他の東京湾砲台跡の保存と相互連携（ネットワーク）を推進する。
- ・史跡を横須賀市の地域資産として、観光や教育等に幅広く活用していけるよう、関連部署や関連機関との連携を進める。

第2節 活用の方法について

1. 学校教育における活用

市立小中学校の総合的な学習の時間などで、地域の歴史、近代化遺産、文化財を学ぶ場として、積極的に組み込めるよう働きかける。文化財部局として、学校または直接現地で授業を行う「文化財出前教室」を実施している。今後は「文化財出前教室」内に東京湾要塞跡の項目を入れ、積極的にアピールを行う。併せて教員向けの研修の受け入れもはかり、学校現場との連携を進める。

大学等の研究教育については、建築的要素、土木的要素、幕末から近代にかけての歴史的要素を含んでいることから、多方面の分野の研究素材となりえる。積極的に研究素材として提供することにより、今まで不明だった部分に新たな見地を得ることができ、史跡の新たな価値を見出すことができる。また、今後修復や整備を実施するに当たり、修復整備分野の研究においても大学等研究機関と連携することにより、より良い方向を目指すことができる。一つの手法として、修復や活用について、学生に参加してもらうワークショップ方式を実施する。

2. 社会教育における活用

本市「教育振興基本計画社会教育編」において、「市民一人一人がいつでも、どこでもだれでも学べる社会の実現」を目標とし、環境整備や学習支援活動を行っている。東京湾要塞跡においても学習環境として、近代史・文化財等に焦点を当てたガイドやガイダンス施設を充実させることにより、来訪者に東京湾要塞跡の歴史、技術等をより深く学んでもらい、学びの場として提供することを目指す。

また、社会教育としての学びの場として、生涯学習センターの市民大学があり、文化財を主題とした講座も開設されている。今後は積極的に東京湾要塞跡の歴史、文化財的価値を学ぶ講座を実施できるよう働きかけを実施していきたい。その機会を通し、受講した市民一人一人が

東京湾要塞跡の伝道者となるように期待をしたい。

併せて今後の整備事業の節目においては、他の自治体と連携も図りながらシンポジウムや講演会も積極的に開催していく。

3. 地域における活用

猿島砲台跡はすでに都市公園として、また、市の貴重な観光資源として活用されているが、今後は周辺の東京湾要塞遺構やその他の文化財と一体化した活用を目指す一方、遺構に影響を及ぼすことがないように配慮する必要がある。例えば、すべての遺構を常時開放するのではなく、当面は常時開放している箇所、人数を限定した誘導により見学できる箇所と分けて公開していく。さらに猿島の歴史を知らずに観光やレジャーを目的に訪れた来島者に対しても、学びを意識することなく、いつの間にか猿島について学べてしまうような仕掛けを工夫し、猿島についての周知の拡大を図っていきたい。

千代ヶ崎砲台跡においては、周辺の浦賀地域一帯に江戸時代から明治・大正・昭和までの様々な文化財が存在する。本遺跡を整備し、それを核として地域の文化財と共に活用をはかる。加えて、東京湾が一望できるロケーションを活かし、地理的な側面からも東京湾要塞の歴史を学ぶ機会を提供したい。当面、地域と連携しながら人数を限定した公開の機会を多く設けることとし、調査による発見については随時公開していく。

両砲台跡とも今後の活用のため、遺構の顕在方法を検討し、公開活用のための整備を実施していく。また、随時整備段階を公開していき、地域の人々と一体化して活用を促進していきながら、広く意見を求めたい。

また、東京湾要塞跡については、平成 28 年度に日本遺産に認定された「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」の中で構成文化財として取り上げられている。今後、日本遺産の活用事業が実施されていくが、本史跡においても積極的にこれに関わって事業を実施していきたい。

東京湾要塞は日本の要塞建設の中で先駆けと言える存在である。その後、各地で建設された要塞跡は現在も良好に残されている。呉要塞跡、佐世保要塞跡、舞鶴要塞跡が所在する旧軍港市も含め、各地の要塞跡が所在する自治体と日本遺産も絡めて要塞跡活用連携を図り、より広範囲な地域での活用を目指していく。

もう一方で渡船しなければならない猿島砲台跡においては難しいが、徒歩で見学可能な千代ヶ崎砲台跡では、東京湾を一望できる景色や、緑豊かな環境を活かし、地域の人々の憩いの場としての活用を検討し、地域住民に一層の愛着をもってもらえる史跡となることを目指していく。

第8章 整備について

第1節 整備の方向性について

1. 猿島砲台跡

猿島砲台跡は、現在、都市公園として整備し、公開を進めている。今後、煉瓦構造物をはじめとする砲台の各遺構について、必要な保存対策を検討し、史跡としての整備を実施していく。また、砲台の発掘調査を行い、復元も含め、砲台の構造を可視化できる方法の検討を行う。また、明治期の砲台遺構の以外の歴史的痕跡についても、公開していくことを検討する。

2. 千代ヶ崎砲台跡

千代ヶ崎砲台跡は、現在は未整備で非公開である。まず、遺構を良好な状態で後世に引き継ぐため、保存整備を行う。その後の公開活用に必要な整備にあたっては、現在の史跡指定地（A-1地区）の公開活用と共に、広く周辺の関連遺跡を視野に入れ、活用を行うことを検討する。

また、走水や観音崎に位置する東京湾要塞跡の他の砲台跡との周回ネットワークについても検討していく。

第2節 整備の方法について

1. 保存のための整備手法

（1）猿島砲台跡

①A-1地区

砲台遺構の劣化に対する調査及びモニタリングを実施し、それに基づいて補修や補強、復旧等の保存措置を行っていく。その他、埋没遺構（観測所、電灯所、貯水所、監守衛舎）についても発掘調査を行い、成果に基づいて保存整備を行っていく。

②A-2区

島を取りまく斜面・崖について、一部崩落している箇所がある。島に構築された砲台という史跡の特質から考え、環境保全の方法を検討していく。また、護岸についても、必要な各種調査及びモニタリングを行っていく。

(2) 千代ヶ崎砲台跡

① A-1 地区

千代ヶ崎砲台跡は、戦後改変されてしまった部分を復旧、復元していく。

- ・埋没している第三砲座の発掘及び調査成果に基づく保存整備。これに伴う砲座出入り口の土砂の除去と復旧
- ・コンクリートで塞がれている砲座出入り口の復旧
- ・海上自衛隊により改変された掩蔽部の復旧
- ・第二次世界大戦後の鉄材搬出に伴い、き損した出入り口周辺等の遺構の修復
- ・その他砲座や煉瓦建造物の必要部分の補修

2. 活用のための整備手法

(1) 猿島砲台跡

① A-1 地区

①-1 砲座及びその他埋没遺構の顕在化

現在、埋没している砲座は発掘調査を行い、調査成果に基づいて保存整備を行う。砲座への交通路についても整備を行い、砲座、砲側弾薬庫、棲息掩蔽部等、猿島砲台の各施設のつながりと構造を体感できるようにする。

①-2 煉瓦建造物等の公開環境の向上

隧道以外の煉瓦建造物（砲側弾薬庫、棲息掩蔽部等）内部の見学はガイドの案内によることを基本するが、内部の様子を見ながら、各建造物について概要を確認できるよう、各遺構の説明を加えた案内パンフレットや、モバイル機器による画像解説、説明板の充実を図っていく。

また、煉瓦建造物の内部は暗いため、人感センサーによって内部の照明が作動する等、公開環境の向上を図るための整備を行う。

② A-2 地区

②-1 展示機能の向上

現在のガイダンスルーム内の展示機能の向上を図り、ジオラマや映像説明等を使用し、よりわかりやすく猿島砲台の概要や特色を示す。周辺に所在する東京湾要塞跡との連携展示も実施する。

(2) 千代ヶ崎砲台跡

①A-1 地区

明治時代の砲台の全容を示すことを目標に以下の整備を検討していく。

- ・調査に基づく第三砲座及び左翼観測所の復元整備
- ・ベンチ、園路等、活用に必要な便益施設の整備
- ・雨水排水、植栽整備等の保存活用のための環境整備

②B・C地区

②-1 周辺地区を含めた活用

追加指定地区、特にB-1地区については、できる限り早期に追加指定と公有地化を行い、史跡地と一体的な活用が図れるようにする。

また、燈明堂跡等の周辺の関連遺跡と千代ヶ崎砲台跡をつなぐ見学・活用ルート of 整備等、広く一帯の関連遺跡との活用、ガイダンス施設や駐車場等整備についても検討を進める

②-2 観音崎砲台跡・走水低砲台跡・夏島砲台跡との相互連携の推進

東京湾要塞跡関連の他の遺跡の中でも、比較的近距离に存在し、県立公園内にある観音崎砲台跡、走水低砲台跡との相互連携を推進するために、地図やパンフレット等の整備を行う。また各遺跡へアクセスする交通手段の整備についても、関係機関と協議を行いながら検討していく。

3. 整備事業の実施期間・手順等

(1) 短期的目標

短期的目標として、今後概ね平成32年(2020年)までの整備事業の予定を次に示した。なお、整備基本計画については平成30年(2018年)に策定する予定である。

猿島砲台については、現在、既に公開・活用されていることから、今後、埋没遺構の発掘調査や、煉瓦構造物の保存のための各種調査、モニタリングを行いながら、随時、砲座の保存整備や、煉瓦構造物等の砲台遺構の修理や補修等を行っていく。

現在、未公開である千代ヶ崎砲台は平成32年(2020年)に、第1次整備事業が終了し、公開を開始する予定である。

(2) 長期的目標

長期的目標として、今後概ね10年間の期間に関して整備事業の予定を次に示した。

猿島砲台跡については、構造及び煉瓦の劣化状況をモニタリング・調査しながら最適な保存方法を模索していく。

千代ヶ崎砲台跡については、第2次整備を検討・実施していく。

表 33 短期的目標 (2016~2020 年)

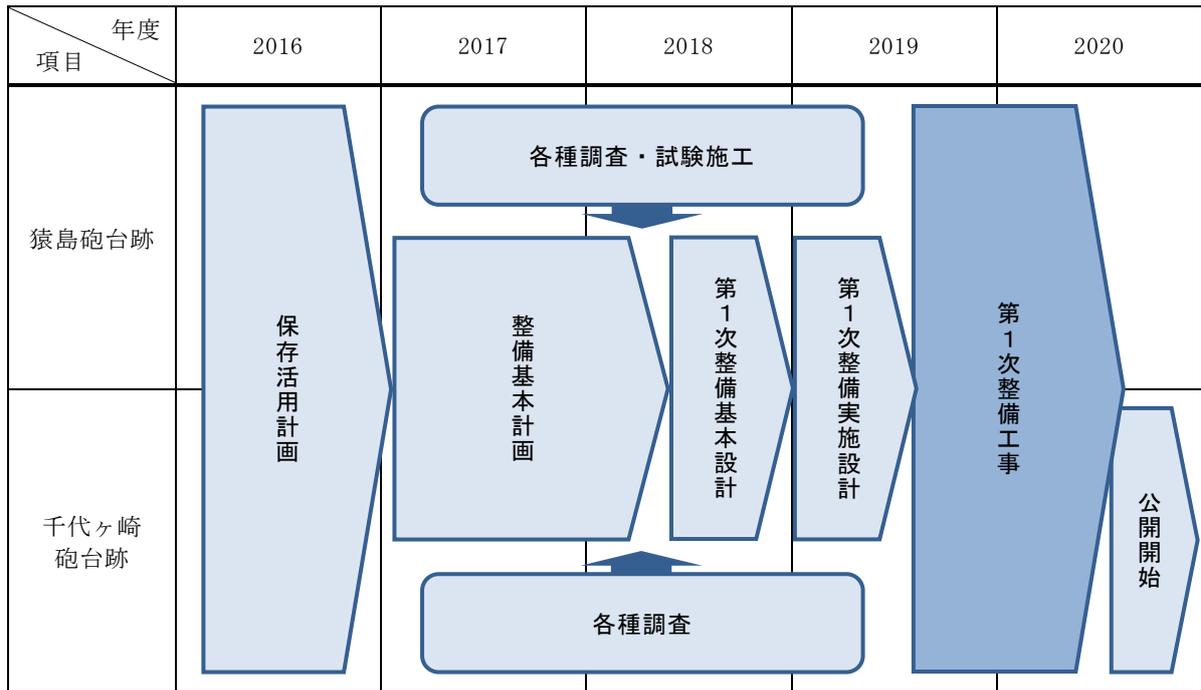
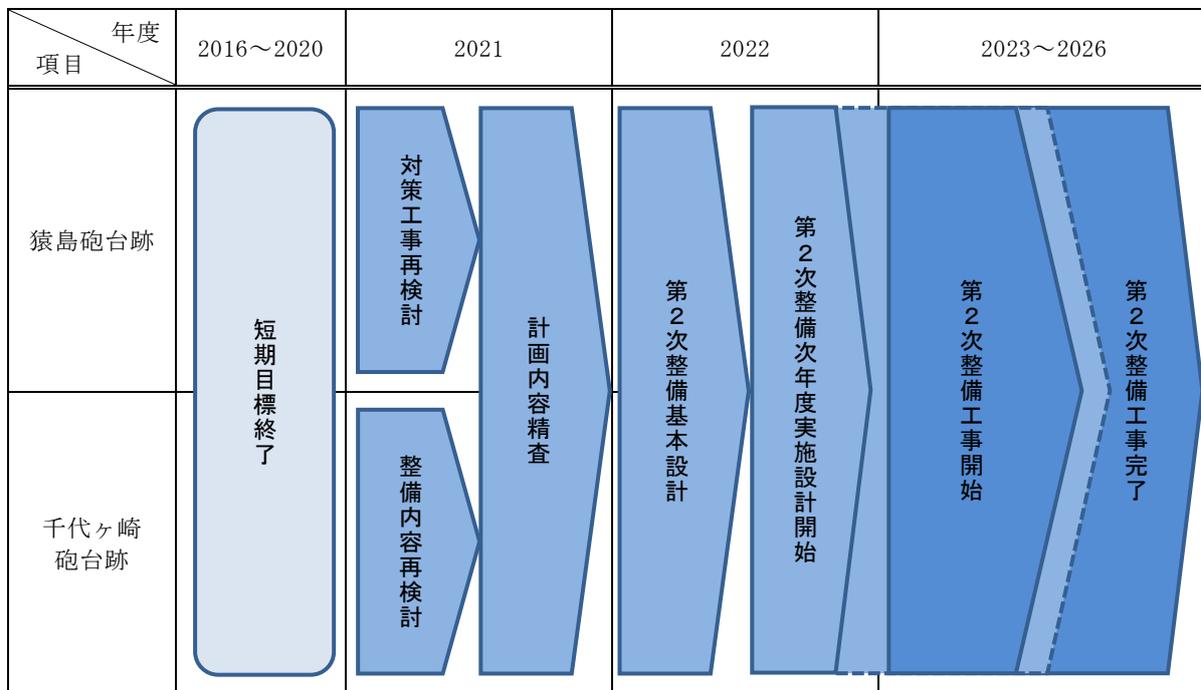


表 34 長期的目標 (2016~2026 年)



第9章 具体的な管理・運営

史跡を保存活用していく上で、適切な管理運営体制が必要である。横須賀市は猿島砲台跡においては所有者として、千代ヶ崎砲台跡においては管理団体としての責務がある。史跡は貴重な文化財であり、今後の管理運営体制の中心としては、その重要性・内容を深く理解している必要がある。そのため、教育委員会文化財部局が中心となって、管理、運営体制の構築を行うものとする。

第1節 猿島砲台跡

猿島砲台跡の運営体制については、現在公園としての運営を環境政策部が実施している。今後は、史跡全般に係る事業は教育委員会文化財部局が、それ以外の日常管理については公園部局が行う。活用については、各ガイド協会、一般社団法人横須賀観光協会や市の観光部局と連携した体制で実施していく。なお、運営や日常管理に公園整備については、定期便運航会社等の協力を得ていきたい。

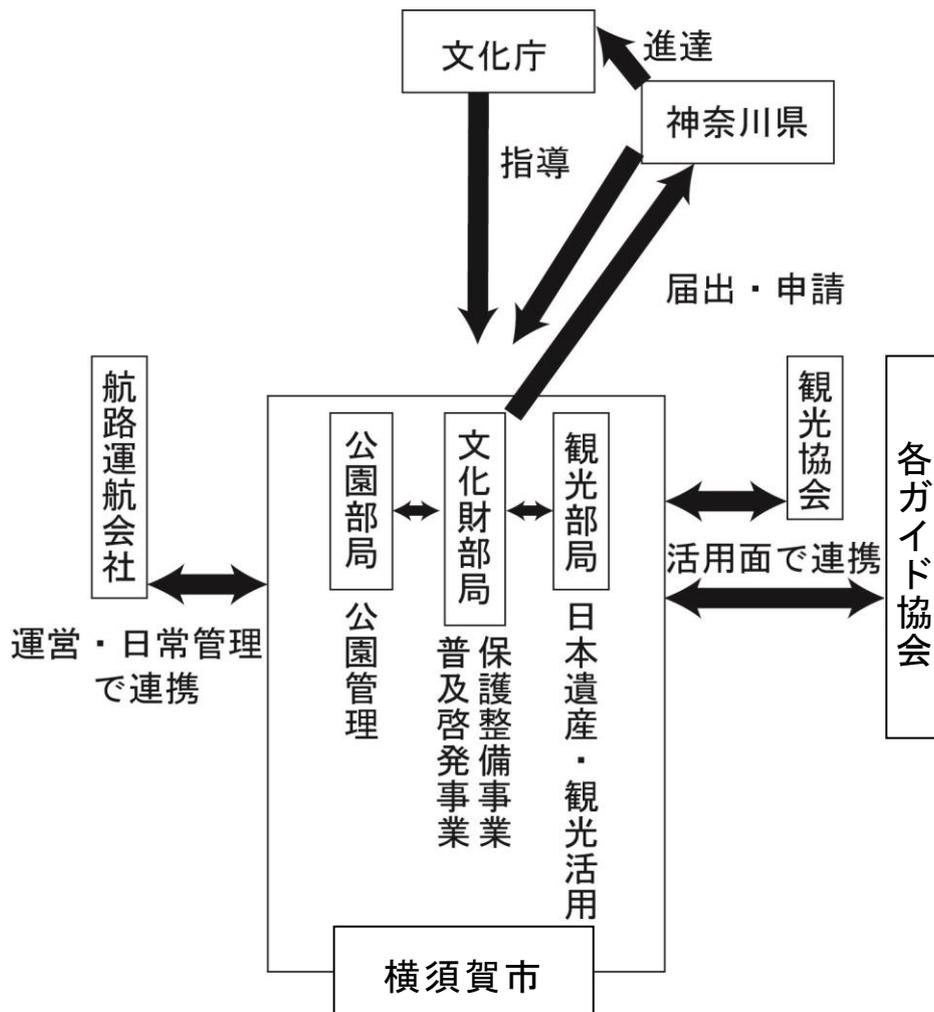


図 39 猿島砲台跡 管理運営体制図

第2節 千代ヶ崎砲台跡

千代ヶ崎砲台跡については、今後整備を実施していくため、管理運営は文化財部局が実施していく。活用に関しては、地域と連携した形でガイド等の体制を整えていくこととする。また、史跡環境美化のための市民団体育成も今後目指していく。

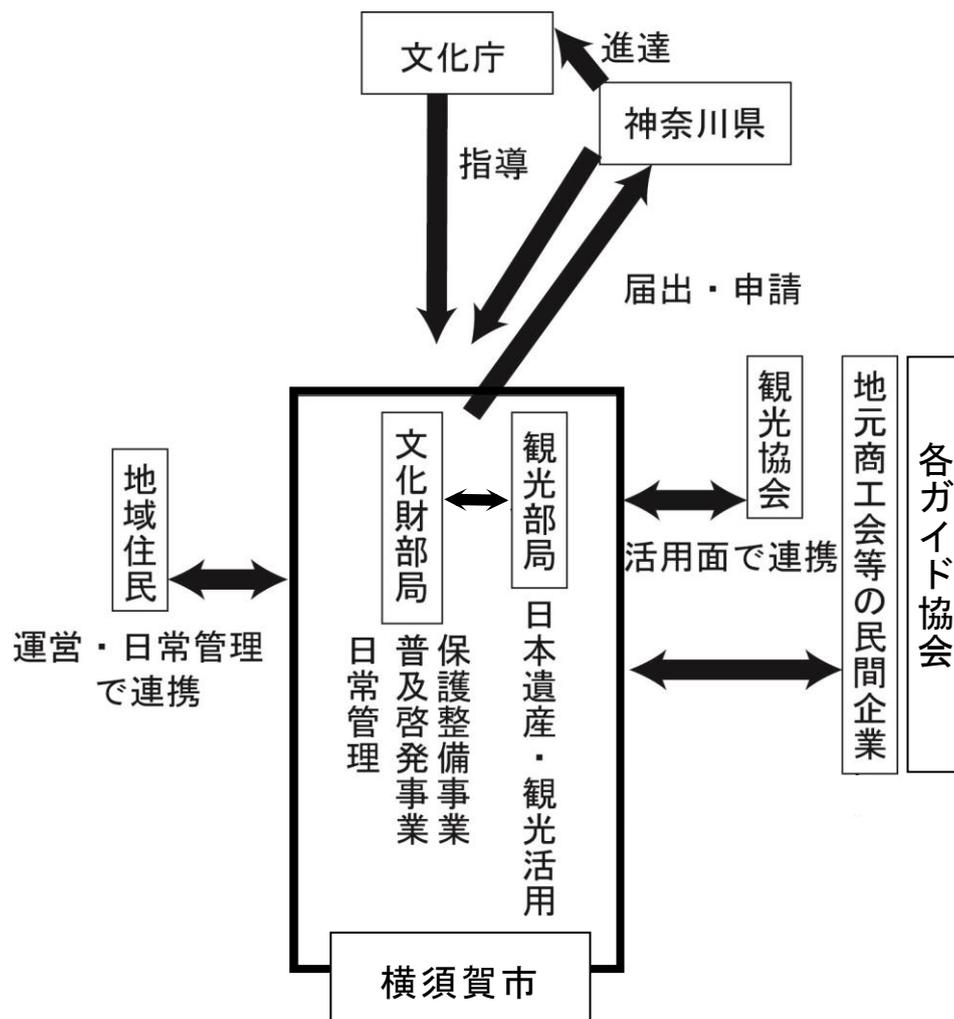


図 40 千代ヶ崎砲台跡 管理運営体制図

第10章 経過観察

史跡整備計画の実現に向けて、以下のとおり経過観察の方向性を示す。なお、本経過観察は、2017年度から開始し、以降1年ごとに評価を実施する。詳細な評価内容については第4章現状と課題に記載されている内容を、それぞれの項目ごとに実施状況確認を行うこととする。経過観察結果については、その都度整備委員会に報告し、5年経過した際に総括を実施する。

第1節 保存に関する評価

保存に関する評価については、以下の例のように各遺構のカルテシート内に評価項目を設け、2年ごとに経過状態を記入する。

1. 猿島砲台跡

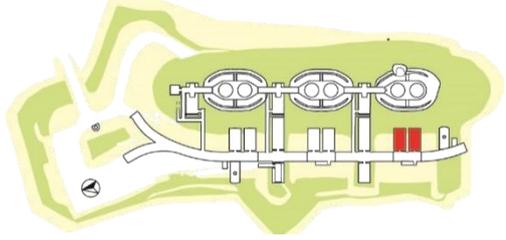
カルテシート例

猿島砲台跡										
e2 第二砲台 第一棲息掩蔽部										
公開状況：随時										
(参考劣化項目)	欠損	ひび割れ	剥離剥落	粉状化	白華現象	水	落書き	草・木 地衣類	カビ	備考
塁道側										
石材部										
煉瓦積部										
扉口										
採光窓										
排水開口										
内部										
正面見返り壁										
右壁										
奥壁										
左壁										
天井										
床										

評価：進行-1~-10 変化なし±0 改善+1~+10

2. 千代ヶ崎砲台跡

カルテシート例

千代ヶ崎砲台跡										
N1 第一掩蔽部										
公開状況 : 非公開										
(参考劣化項目)	欠損	ひび割れ	剥離剥落	粉状化	白華現象	水	落書き	草・木 地衣類	カビ	備考
墨道側										
第二掩蔽部右室										
正面見返り壁										
右壁										
奥壁										
左壁										
天井										
床										
第二掩蔽部左室										
正面見返り壁										
右壁										
奥壁										
左壁										
天井										
床										

評価：進行-1~-10 変化なし±0 改善+1~+10

第2節 活用に関する評価

活用に関する評価方法は、猿島砲台跡、千代ヶ崎砲台跡それぞれ2年ごとに活用の実績を下記のシートに記入する。

- 学校教育における活用
- 社会教育における活用
- 地域における活用

評価シート例

活用に関する評価シート			
学校教育における活用に関する事項			
評価対象年度			年度
項 目			現在の状況
計画に記載している内容			
評価(定量的を含み自由記述)			
進捗状況		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
状況を示す写真や資料等			

第3節 整備に関する評価

整備に関する評価においても、活用における評価同様に、整備実績を猿島砲台跡、千代ヶ崎砲台跡それぞれ上記同様の評価シートに記載する。

第4節 運営・体制に関する評価

運営・体制に関する評価においても、運営・体制構築のための事業実績を猿島砲台跡、千代ヶ崎砲台跡それぞれ上記同様の評価シートに記載する。